

2026 DISCLOSURE

JA東西しらかわのディスクロージャー誌

JA東西しらかわ
事業のご案内

令和7年3月1日～令和8年2月28日



JA東西しらかわ

<https://touzai7.com>

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A東西しらかわは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌 2026」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業について、さらにご理解されご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8 年 6 月 東西しらかわ農業協同組合

J A 綱 領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。

さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会 に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ごあいさつ



世界に目を向ければ、長期化するウクライナ紛争や中東情勢の緊迫化による燃料・資材の高騰が農業経営を直撃し、国内においては基幹的農業従事者が5年間で25%減少するなど、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、令和7年度は「第8次かがやきプラン」の初年度として、「地域農業の振興」「組織・経営基盤の強化」「人づくり」の4本の柱を重点に、不断の自己改革を進めてまいりました。その結果、貯金残高は650億円を突破し、貸出金についても190億円を超え、販売事業においても50億円を突破、共済事業では3年連続の推進総合ポイント達成を果たすなど、いずれも当JA創立以来最高の取扱実績となりました。職員の頑張りと組合員・利用者の皆様のご協力に衷心より感謝と御礼を申し上げます。

令和7年度は農業者の働き方改革の一助としてキュウリ共選施設、そして中畑種子センター新施設についても新たな建設に着工しました。

一方、職員数の確保が厳しい状況が続いており、職員の働き方改革と離職防止、そして賃上げについても実施していくことが必要であるため、組合員利用者の皆様の更なるご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

2026年は国連が定めた「国際女性農業従事者年」であり、農業に女性の能力発揮は欠かせず、女性の参画を更に促進するものです。当JAでは職員も半数以上が女性であり、女性役員も3名体制となり、女性の更なる活躍に期待いたします。

JA東西しらかわは、組合員・利用者との対話により、更に自己改革を進め、「地域になくてもならないJA」であり続けるとともに「信頼され必要とされるJA」を実現し、そして「職員からも選ばれるJA東西しらかわ」を目指してまいります。

皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

東西しらかわ農業協同組合
代表理事組合長 菊池 教夫

J A東西しらかわ自己改革工程表

J A東西しらかわは、「自己改革に関する組合員調査」において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことが出来ました。

令和元年より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んでまいりました。

これまでに自己改革実践事項として、「みりよく満点ブランド」の再構築の準備段階としての土壌診断等による土づくり、農産物直売所「みりよく満点物語」での地域農畜産物の販売強化、6次化商品の開発・販売、肉用牛繁殖モデル農場「グリーンファーム」での最新技術導入による担い手・後継者・新規就農者への支援・育成等に取り組み、地域農業振興をすすめてまいりました。

組合員との対話に基づき自己改革実践サイクルの取り組みをにより、農業者の所得増大に向けて、経営収支モデル推進による主力園芸品目の面積拡大、多収性品種作付け転換に取り組むほか、J A経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みを進め、今後も不断の自己改革によるさらなる進化を目指しています。

J A東西しらかわは、今まで以上に組合員との対話を強化し、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を目指し、地域になくてはならないJ Aであり続けるため、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目はK P I（業績評価指標）設定】

1. 常勤役員による担い手訪問訪問活動や座談会等を通じた「組合員との対話」によりニーズを的確に把握します。

2. 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて、農業振興計画の着実な実践と所得増大を実現し「地域の活性化」にも取り組みます。

（1）担い手経営体や中核的担い手などを対象として、次の事項に取り組みます。

ア. 経営収支モデル推進による主力園芸品目の面積拡大

イ. 多収性品種作付け転換による農家所得増大

ウ. 優良基礎雌牛導入推進による生産基盤強化

エ. 農業融資新規実行額の拡大

（2）必要とする全ての者を対象として、次の事項に取り組みます。

ア. 省コスト肥料への転換推進

（3）「地域の活性化」に向けては、次の事項に取り組みます。

ア．農業振興の応援団（新規准組合員）の拡大

イ．支店協同活動の充実

ウ．高齢者生活支援活動の実施

3．改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、さらなる改革につなげることで、PDCA サイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、正組合員との対話や集落座談会による自己改革の評価の把握や、地域に根ざした J A を目指して各種イベント・まつり等での個別モニター、支店における総合モニター、准組合員広報誌でのアンケートなどを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった J A 運営を実現します。また、組合員の評価を踏まえ、自己改革実践事項の必要な見直しを行います。

また、“農業振興の応援団”でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内においては、人口減少と少子高齢化が進行しております。農業経営体のうち、法人経営は増加している一方で、個人農業者は全体で約 2 割減少しています。JA 東西しらかわの販売品販売高は、50 億円前後で推移している状況です。

こうした情勢の中、当 J A の将来 5 年間の成行きについてシミュレーションを行ったところ、令和 7 年度以降は事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。アメリカによる関税措置の影響や、先行き不透明な株価の変動、共済保有高の減少などにより、信用共済事業の収益が悪化し、共通管理費配賦後における営農経済事業の赤字額が、信用共済事業の黒字額を上回る収支構造となっております。

このような状況を受け、事業管理費の削減を図りながら、もう一段の費用削減に向けた検討が求められるとともに、全ての事業において事業総利益の維持・拡大に向けた取り組みをすすめる必要があります。

こうした状況を改善するため、販売力の強化を通じた事業伸長や収益力向上対策、効率的な施設運営を通じた費用（コスト）削減により、健全で持続性のある経営を確立することが喫緊の課題であり、中期経営計画の着実な実践により、経営改善・収支改善に向けた取り組みを継続的に実施してまいります。

J A東西しらかわ自己改革工程表実績（令和7年2月末）

農業者の所得増大・農業生産の拡大

2.（1）ア 経営収支モデル推進による主力園芸品目（トマト、きゅうり、いんげん、いちご、にら、ブロッコリー）の面積拡大

対象者：担い手経営体や中核的担い手など

令和7年度		64.9ha	
令和7年度		令和8年度	令和9年度
目標	実績	目標	目標
66.3ha	64.9ha (97.9%)	67.8ha	69.8ha

【令和7年度目標数値の状況】

夏秋野菜において高齢化等による栽培者数及び生産面積縮小となっている。

2.（1）イ 多収性品種作付け転換による農家所得増大

対象者：中核的担い手や多様な担い手など

令和7年度		246ha	
令和7年度		令和8年度	令和9年度
目標	実績	目標	目標
160ha	246ha (153.7%)	160ha	160ha

【令和7年度目標数値の状況】

作付面積は増加傾向にあるものの、目標には至らなかった。

2. (1) ウ 優良基礎雌牛導入推進による生産基盤強化

対象者： 担い手経営体や中核的担い手など

令和7年度		24頭	
令和7年度		令和8年度	令和9年度
目標	実績	目標	目標
30頭	24頭(80%)	30頭	30頭

【令和7年度目標数値の状況】

優良系統導入による系統改良・更新を進めているが、飼料高騰等により飼養コストの増加さらには、取引相場下落により農家所得が減少するなどし、導入希望者も少なく、目標頭数を下回った。

引続き生産基盤強化に向けて優良系統導入に取り組む。

2. (1) エ 農業融資新規実行額の拡大

対象者： 担い手経営体や中核的担い手など

令和7年度		4.1億円	
令和7年度		令和8年度	令和9年度
目標	実績	目標	目標
3.6億円	4.1億円 (113.8%)	3.6億円	3.6億円

【令和7年度目標数値の状況】

様々な農業関連資金を提案し、農業融資の取組み拡大を進めてきた。
農家所得向上のために更なる農業融資に取り組んだ。

2. (2) ア 省コスト肥料への転換推進によるコスト低減

対象者： 必要とする全ての者

令和 7 年度		13, 287 袋	
令和 7 年度		令和 8 年度	令和 9 年度
目標	実績	目標	目標
12, 000 袋	13, 287 袋 (110. 7%)	16, 000 袋	16, 500 袋

【令和 7 年度目標数値の状況】

輸送コスト・肥料原料の高止まりにより、肥料・農薬相談会等により推進を行ったが、コストメリットが出しずらく目標数値を下回った。

地域の活性化

2. (3) ア 農業振興の応援団（新規准組合員）の拡大

令和 7 年度		52 人	
令和 7 年度		令和 8 年度	令和 9 年度
目標	実績	目標	目標
50 人	52 人 (104%)	50 人	50 人

【令和 7 年度目標数値の状況】

農業振興の応援団として准組合員の加入を進めてきた。次年度においても引き続き、イベント・広報誌・ホームページ等を通じて、農業振興の応援団の拡大に取り組む。

経営基盤の確立・強化

各種イベント開催により集客増加による直売所売上の増加

令和 7 年度対比

直売所における売上高増加 （令和 3 年度 397, 212 千円）

令和 7 年度		令和 8 年度	令和 9 年度
目標	実績	目標	目標
5%アップ 444, 885 千円	427, 908 千円 96. 2%	5%アップ 444, 885 千円	5%アップ 444, 885 千円

【令和 7 年度目標数値の状況】

会員の高齢化や高温による作物の障害等に伴い、委託販売数量が減少するなど目標を下回った。

定期的なイベントの告知・開催による集客増加、出荷者向け栽培講習会を開催し生産量の拡大等、生産者の手取り直売所の売上増加に取り組む。

対話・意思反映

項目	令和 7 年度 計画	令和 7 年度 実績	令和 8 年度 計画	令和 9 年度 計画
正組合員との訪問・対話（人数）	5, 540 人	4, 607 人	5, 560 人	5, 580 人
集落座談会・総代説明会（回数、出席人数）	2, 600 人	579 人	2, 800 人	2, 800 人

個別（各種イベント、JAまつり等）モニター（意見提出人数）	100 人	6 人	100 人	100 人
総合モニター（意見提出人数）	20 人	20 人	20 人	20 人
広報誌モニター（意見提出人数）	100 人	1,073 人	100 人	100 人
准組合員向け広報誌発行部数(回)	2 回	2 回	2 回	2 回

JA東西しらかわの 経営理念・運営方針

● はじめに

JAがめざす経営理念、運営方針等は次の通りです。役職員すべてがこれらの理念等にもとづいて行動し、組合員の負託に応えることはもちろんのこと、JAに課せられた社会的使命を果たしていくものです。

私たちのめざすもの（JAの理念）

—輝く未来への道しるべ—



“瑞穂の国”を支える、食と農の発展に貢献します
未来につづく、地球にやさしい暮らしを応援します
協同組合の基本的な価値に基づいて行動します

JA運営の方針



アクアくん
(長男)

1. 組合員・地域の多様なニーズにいつもしなやかに応えていきます
2. 自主・自立の基本に立ち情報を明らかにし、健全経営につとめます



ウッディーくん
(次男)

3. 新世代に対して魅力ある活動を展開し、組織の活性化をはかります
4. 長寿社会の到来に向け、健康で心豊かな暮らしづくりを目指します



バベルくん
(三男)

5. JA運動をにない信頼される人づくりのために、教育を徹底します

選ばれる
JAへ



JA東西しらかわのマスコットです

経営方針

◆営農・経済事業部門

地域農業の維持と発展を第一に、地域の担い手や新規就農者と共に信頼される産地づくりを目指します。また、消費者重視の安全・安心な農畜産物の生産に取り組みます。販売事業では、取引先と連携し産地PRを行うことで産地知名度向上に努め農家所得の確保に取り組みます。世界的問題であるSDGsを年頭においた循環型農業を基本に、行政と連携を深めながら産地づくりに取り組みます。

◆信用事業部門

多様化する農業者ニーズに応えられるよう農業所得と満足度向上に努め、農業・地域における存在感発揮へ取り組みます。また、新たな事業展開により組合員・利用者に寄り添った事業運営に努め、付帯取引拡大により事業基盤の強化と事務効率化に努めながら顧客基盤の維持に取り組み、健全な収支の確保と事業運営体制の確立を図ります。

◆共済事業部門

「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、組合員・利用者に「安心」と「満足」を提供し農業と地域貢献に取り組みます。また、組合員・利用者の利便性向上に努め、JAの強みである総合保障の積極的な提供により満足度向上に取り組みます。利用者に対し、適正で迅速なサービスの提供と健全で信頼されるJAとして選ばれる事業管理体制強化に取り組みます。

経営執行体制

◆経営執行体制

農業協同組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の職務執行全般の監査を行っています。

各協力組織や生産者の意見をJA運営に速やかに反映させるため、組合の職務執行を行う理事には、女性部からの登用のほか青年部及び生産部会連絡協議会の代表を参与として登用しています。

また、信用事業については選任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置しガバナンスの強化を図っています。

目 次

事業概況等

I. 事業の概況等	2
II. トピックス（7年度）	6
III. 社会的責任と貢献活動	7
リスク管理体制	11
法令遵守体制	14
内部監査体制	14
金融ADR制度への対応	15
貸出運営の考え方	16
金融商品の勧誘方針	16
個人情報保護方針	17
コンプライアンス体制図	18
自己資本比率の状況	19
主な事業の内容	
・ 営農・経済事業	20
・ 信用事業	22
・ 共済事業	26
・ J A 東西しらかわ満点農産物マップ	27
・ J A 東西しらかわ信用マップ	28
・ システムセーフティネット	29

資 料 編

貸借対照表	30
損益計算書	31
注記表	32
剰余金処分計算書	40
部門別損益計算書・会計監査人の監査	42
損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	43
2. 利益総括表	43
3. 資金運用収支の内訳	44
4. 受取・支払利息の増減額	44
事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
①科目別貯金平均残高	45
②定期貯金残高	45
(2) 貸出金等に関する指標	
①科目別貸出金平均残高	45
②貸出金の金利条件別内訳残高	45
③貸出金の担保別内訳残高	46
④債務保証の担保別内訳残高	46
⑤貸出金の使途別内訳残高	46
⑥貸出金の業種別残高	47
⑦主な農業関係の貸出金残高	47
⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	48
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	48
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
⑪貸出金償却の額	48
(3) 内国為替取扱実績	49
(4) 有価証券に関する指標	
①種類別有価証券平均残高	49
②商品有価証券種類別平均残高	49
③有価証券残存期間別残高	49
(5) 有価証券等の時価情報等	
①有価証券の時価情報	50
②金銭の信託の時価情報	50
③金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	50
(6) 預かり資産の状況	
①投資信託残高（ファンドラップ含む）	50
②残高有り投資信託口座数	50
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	51
(2) 医療系共済の共済金額保有高	51
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	51

(4) 年金共済の年金保有高	52
(5) 短期共済新契約高	52
3. 農業関連事業取扱実績	
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	53
(2) 販売品取扱実績	53
(3) 保管事業取扱実績	54
(4) 利用事業取扱実績	54
(5) 加工事業取扱実績	54
4. 生活その他事業取扱実績	
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	55
(2) 利用事業（生活関連）取扱実績	55
(3) 福祉事業取扱実績	55
5. 指導事業	56
経営諸指標	
1. 利益率	56
2. 貯貸率・貯証率	56
自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	57
2. 自己資本の充実度に関する事項	59
3. 信用リスクに関する事項	61
4. 信用リスク削減手法に関する事項	64
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	65
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	65
7. CVAリスクに関する事項	66
8. マーケット・リスクに関する事項	66
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	67
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	69
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	70
12. 金利リスクに関する事項	71

連結情報

グループの概況	
(1) グループの事業系統図	75
(2) 子会社等の状況	75
(3) 連結事業概況（令和3年度）	76
(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標	77
連結貸借対照表	78
連結損益計算書	79
連結キャッシュ・フロー計算書	80
連結注記表	81
連結剰余金計算書	89
農協法に基づく開示債権	90
連結ベースの事業別経常収益	91
連結自己資本の充実の状況	92
連結自己資本比率の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	93
2. 自己資本の充実度に関する事項	95
3. 信用リスクに関する事項	97
4. 信用リスク削減手法に関する事項	100
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	101
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	101
7. CVAリスクに関する事項	102
8. マーケット・リスクに関する事項	102
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	103
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	104
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	106
12. 金利リスクに関する事項	107
財務諸表の正確性等にかかる確認	109

J A の概要

組織機構図	112
当 J A の組織等	
地区	113

役員構成114

組合員数115

組合員組織 116

J A のあゆみ 117

店舗一覧及びA T M設置状況 119

J A の概要

令和7年3月1日～令和8年2月28日

Disclosure

I. 事業の概況等

農業を取り巻く環境は相変わらず厳しい状況であり、特に高齢化と後継者不足は深刻な問題となっています。離農される農家が進む一方で大規模農家による経営の集約化は進んでいるが、耕作放棄地は増え続けており厳しい状況にあります。

このような中、第8次経営改革実践計画の初年度とし、不断の自己改革と豊かな地域社会の実現に向けて事業展開してまいりました。

販売事業では、令和6年産米より米価は高騰、メディアでも連日報道された事で店頭販売価格が上がるなか、生産者に対し一早く価格を提示し米価に対する不安解消と農家所得の向上に繋げてきました。例年同様、12月には主食用米の追加払いを実施、米価が上昇するなか情勢に合わせ対応してまいりました。また、非主食用米についても、昨年より取り扱いは減少しましたが、生産者の意向を踏まえた対応をしてまいりました。

購買事業では、春肥・農薬の予約取扱いと奨励制度を活用し、利用者に少しでも生産コストの軽減となるよう努めました。

地域貢献活動では、JA東西しらかわ合併25周年記念イベントとして、ゴルフ大会・グラウンドゴルフ大会・満点ウォーキング・創立25周年記念祭を実施し、管内外から多くの参加者により盛大に開催致しました。また、夏秋野菜の最盛期を迎えるにあたり、福島県や管内市町村長、JA系統組織と連携し「夏秋野菜トップセールス」を消費地で実施し、JA東西しらかわブランド「みりよく満点野菜」のPR活動を行いました。

共済事業では、渉外担当者を中心とした保障点検を行う「あんしんチェック」により顧客満足度の向上に努め、「ひと」「いえ」「くるま」「農業」分野での保障拡充に取り組み、推進総合ポイントで3年連続目標達成となりました。

損益については、事業総利益が16億4千4百万円となり計画比107.8%、前年比103.6%となりました。事業管理費については13億9千7百万円で計画比94.7%、前年比97.6%となり、事業損益と経常損益については計画を上回りました。

また、当期剰余金は2億5百万円となり、当期末処分剰余金は計画を上回り、3億5千7百万円となりました。

1. 指導事業

営農指導

今年度は、原発事故から15年目となり、引き続き県産農畜産物への風評被害払拭と信頼回復、安全安心の提供に努めて参りました。また、営農経済渉外員（TAC）等による出向く指導体制の強化により、農家への様々な情報提供や支援を展開し、高齢化や担い手・後継者不足など、農業を取り巻く厳しい環境変化への対策を行いながら、地域農業生産基盤づくりと農業所得の向上に取り組みました。

米穀事業では、主食用米の価格上昇により農家所得の向上が図られました。一方で、主食用米の価格上昇による非主食用米からの作付け転換が進み、非主食用米の取り組み面積は、約99ha（前年比34.2%）と減少しました。

園芸事業では、専門部会事務局一元化や部会統一に向けた検討・協議を図り、センターと連携した栽培講習会や目揃会を開催し、栽培管理技術の高位平準化に向けた取り組みを強化して参りました。技術面では、県内JA営農指導員研修会への参加やセンター間の技術指導の情報共有に努め、基礎知

識向上と栽培技術の研鑽に努めました。

畜産事業においては、飼料価格の高騰により経営が圧迫する中、生産基盤の維持のため、和牛繁殖部門では、優良系統素牛導入・自家保留による系統改良と更新を図り、肥育部門については、系統販売増頭推進に努めました。また、(株)JA東西しらかわグリーンファームと連携した管内農家への飼養管理指導も実践して参りました。

地産地消の拠点事業である農産物直売所「みりよく満点物語」は12年目を迎え、安全・安心な地域農産物の情報発信や出荷者の生産意欲向上を図り、農業所得の向上に努めました。

安全・安心な農産物生産の面では、みりよく満点ブランド作物を中心とした生産履歴記帳運動の徹底(栽培日誌の記帳)と、DNA鑑定や放射性物質自主検査、残留農薬分析・機能性成分分析を継続するとともに、GAP認証取得・更新へのサポートを行いました。

さらに、JA独自の就農相談会や新規就農予定者に対する経営戦略マネジメント研修会を開催し、就農に向けた支援強化を図りました。

2. 販 売 事 業

米 穀

令和7年産米の作柄は、田植え期以降おおむね天候も良く生育も順調でしたが、猛暑により一部では、稲の枯れあがり等で乳白粒の発生による品質低下がみられ、当初の予想より収穫量が減少しました。

福島県の作況指数は、「やや良」の102となり、水稻10アール当たりの収量は、554kg（前年比△15kg）となりました。

昨年同様に高温障害による品質への影響が心配されましたが、前年より少なく令和7年産の1等級比率は94.9%（前年93.9%）となりました。

米価動向は、令和6年産米の品薄傾向の影響により急激な主食用米の米価高騰により、集荷の競合等で米の取引価格が上昇しました。

当JAの主食用米の集荷買入状況は、91,624俵で前年集荷実績対比105.9%と増加いたしました。

こうした中、「農協特例」・「無条件委託・共計」を基本的な枠組みとして活用し、販売先との早期契約に努め、年内に共計米の追加払い（買取米の本精算）と大口ランク別奨励金の支払いを行いました。

また、省力化を兼ねたフレコン出荷への推進を引き続き積極的に展開して参りました。

園 芸

令和7年産の夏秋野菜は、春先の低温により、生育初期の根張りが悪く、肥料成分を上手く吸い上げられなかったため、葉の黄化や褐変等の生理障害が見られました。7月は月を通して平均気温が平年よりも2～4℃高く推移し、また、降水量は平年比で20～30%程度にとどまり干ばつ傾向となりました。

トマトでは、病害虫や高温干ばつの影響により、4月から9月までの大玉トマトの市場流通量は前年比95%となり、5年前と比較すると約8割程度の流通量でシーズンを通して高値を維持した販売環境となりました。

キュウリでは、7月中旬以降、最高気温35度を超える猛暑日が相次ぎ、高温干ばつ環境での生育、7月下旬から8月上旬にかけて出荷数量は増えてましたが、低温曇雨天により急減し、販売価格は

急騰しました。

いんげんについても、最高気温が30度を超える日が続いたことに加えて干ばつの影響で花落ちが多発し数量が減少、7月中旬の増量期と8月末から9月上旬にかけての増量期はピーク期間が短くなり、特に盆前は急減となったことでシーズンを通して数量減少での販売が続きました。

秋冬野菜でも、夏から秋にかけての高温の影響を育苗期間に受けましたが、イチゴでは出荷量は前年を上回り、販売価格は前年を下回る販売となりました。

ニラでは、夏場の高温による生育への影響があり、前年に比べ出荷量の減少、販売価格も前年を下回る販売となりました。

1年を通して急激な気候変動や病害虫被害の影響を受けましたが、主要品目のトマト、キュウリ、いんげん、ニラ、ブロッコリーの販売高は計画を上回り野菜の販売品販売高は計画比の102.1%となりました。

また、今年度も、豊洲市場で管内市町村と協力し夏秋野菜のトップセールスを開催と量販店での販売促進活動を行い、秋冬野菜では県知事へのいちご贈呈や北海道市場での販売要請活動を実施しました。食の安全・安心では、放射性物質モニタリング検査、残留農薬検査、生産履歴記帳運動の強化、食育・地産地消などを継続的に実施し、安全・安心の確保に一丸となって取り組みました。

畜 産

令和7年度は、不安定な国際情勢の中、原材料価格の上昇による飼料・資材価格等の高騰が依然として続く中、生産者の高齢化、離農等も影響し、全国的な子牛不足により子牛相場は回復しました。しかし、物価高等による消費者の買い控えなどの影響を受け、枝肉相場は低迷し、経営は依然として厳しい状況が続いています。

このような環境の中、肉用牛ではJAグループ福島一丸となり、銘柄『福島牛』の販売に努めました。また、東西しらかわ単独での枝肉研究会の開催、飼養管理技術の成果を確認するとともに系統出荷率向上に努めました。

和牛繁殖は、関係機関と連携し、素牛の導入・更新を推進し、生産基盤の維持に努めました。子牛相場の回復もあり、販売高計画比129%となりました。

肉豚は、近年の猛暑の影響もあり出荷頭数が減少し、販売高計画比89%となり依然として畜産事業は、厳しい事業展開となりました。

3. 利 用 事 業

農業用関連施設（RC／CE）の利用料金適正化に努めるとともに、有効活用を図りながら、生産性の向上に努めました。

ファーマーズマーケット「みりよく満点物語」での地産地消運動により、農業所得の向上に努めました。

購 買 事 業

生産資材

生産資材については、継続的な円安や輸送コストの上昇による関連資材高騰が続くなか、引き続き「肥料自己取り価格」を設定し安価供給に努めてまいりました。また「肥料農薬相談会」を開催し生産資材の推進に努めました。

生活資材

生活関連事業においては、J A系統を活用した様々な事業展開をしてまいりました。

昨年度に引き続き衣料品を中心とした「生活応援フェア 2025」を開催し、組合員・利用への提供に努めました

L Pガス事業では、利用者へ保安点検の実施並びに更なる安全化システムへの変更を行うことにより、法令への対応や安全・安心なガス供給に努めました。

5. 高齢者福祉事業

福祉事業については、高齢者夫婦世帯や高齢者独居世帯が急速に増加するなか、居宅介護支援事業、訪問介護事業、福祉用具貸与事業が連携し、利用者様の健やかな生活を第一に、きめ細かいサービスを提供することで利用者様が安心して過ごせるよう取り組んでまいりました。

6. 信用事業

金融事業においては、国内金利の急激な上昇による調達環境の悪化や農業者の高齢化、担い手不足、人口減少等により大変厳しい環境となりました。

そのような中、農業メインバンクと生活メインバンクとしての機能強化を図り、組合員・利用者に対し事業を展開しました。農業メインバンクとしては、ローンセンター専任担当者と営農経済渉外員や農林中央金庫との連携による訪問活動の強化、経営相談機能と合わせて農業融資の伸長を図り、農業資金の実行は4億1千7百万円・計画比115.9%、融資全体としては194億3千9百万円の実績、計画比101.6%となりました。

貯金残高の伸長として、J A東西しらかわ独自キャンペーンを実施、653億9千7百万円・計画比104.1%と計画比を上回りました。

年金友の会活動についても、ゴルフ大会・創立25周年記念グラウンドゴルフ大会を実施し会員の親睦を深めました。また、年金相談会の開催や渉外担当者等による年金新規・指定替えに取組み、年金振込金額56億2千1百万円と前年比で、103.3%と増加しました。

7. 共済事業

令和7年度は、組合員・利用者の皆様へ加入内容の説明と保障点検を行う「あんしんチェック」を実施し顧客満足度の向上に努め、3Q活動訪問を実践し「ひと保障新規」を中心とした保障提供にあわせて「ひと・いえ・くるま・農業」分野の保障拡充に取組み、推進総合

688万PT、計画比109.6%となり、3年連続目標を達成しました。また、長期共済保有高についても、22,178,431万円、計画比100.8%となりました。

地域貢献活動では、「自転車シュミレーターすまいる号」「ガンバレ！介助犬！はたらくワンワンランド！」による交通安全教室を実施、地域における交通安全運動を展開しました。

Ⅱ．トピックス（令和7年度）

○創立25周年記念祭

令和7年11月16日、本店にて「創立25周年記念祭」を開催しました。

組合員・利用者、地域の皆さまが来場し、女性部手づくりのとん汁やおにぎりの配布、抽選会の実施など、大いに盛り上がりました。

その他、ゴルフ大会や周年記念ウォーキングなど、年間を通して各種イベントを開催しました。



○新規就農者支援

新規就農者経営開始支援事業の取り組みとして令和7年度は新たに3人に助成金を贈呈しました。

この取り組みは新たに就農するJA管内の農業者に対して助成し、農業経営を開始するにあたり必要な資材などの生活費に充て、円滑な就農定着することを目的としています。



○「豊洲市場」にて夏秋野菜のトップセールス

令和7年7月29日、東京都江東区の都中央卸売場「豊洲市場」にて夏秋野菜トップセールスを行いました。

野菜詰め合わせ200セットを用意して仲卸やバイヤーに配布。東西しらかわ農産物の魅力や「みりょく満点」ブランドの特徴についてPRしてきました。

都内量販店では特設ブースを設け、役職員がブース前にてお声がけし多くの方にお買い求めいただきました。



○青年連盟のどろんこバレー

令和7年7月12日、本店南側の休耕田を有効活用しようと、「第27回どろんこバレー」を行いました。

一般参加も募り、JA職員や県青年連盟が参加しました。各チーム団結し熱戦を繰り広げ、参加者だけでなく観客も楽しませました。

JAの枠を超えて、他JAや地域の方と交流を深めました。



Ⅲ. 社会的責任と貢献活動

組合員の営農と生活を守るというＪＡ本来の責任と併せて、安全・安心な食料の安定供給の確保、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現する活動を展開しています。

1. ＪＡのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底をはかっています。

農協法第１条においては、「農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」と規定されています。

このようにＪＡには、社会的責任と公共的使命が負託されており、あわせて協同組合組織としての存在目的との両立が求められていることを、私たちはいつも意識して事業を遂行していきます。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするためには、業務の健全かつ適切な運営とそれを通じた揺るぎない信頼の確立が不可欠です。

このためＪＡにあつては、経営の自己責任原則を徹底するとともに、倫理に関するルールを構築し、これを組織全体に浸透・定着させています。

2. 「農」と「共生」の地域社会づくりによる、安心して暮らせる地域社会への貢献活動を行っています

管内の６市町村１２小学校の子どもたちに「食」と「環境と農業」への理解を深めてもらうため、子供雑誌「ちゃぐりん」と補助教材「農業とわたしたちのくらし」を贈呈。

各小学校の代表生徒へ手渡ししました。



食農教育支援事業として、青年連盟の盟友とＪＡ職員が小学校へ出向き、子どもたちに食の大切さと農業の豊かさを伝える事を目的としてバケツで育てる「バケツ稲づくり」を実施しました。

今年度は管内２小学校の５年生が実施しました。

管内の中学校３年生に「合格祈願米」を贈呈しました。

この取り組みは平成２１年度より実施しており、次世代を担う学生に農業・農畜産物についての理解を深めてもらいながら、無病息災・合格祈願・大願成就の願いを込めて実施しています。



3. 地域貢献情報

J A東西しらかわは、白河市表郷、関辺、東白川郡棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村、西白河郡矢吹町と岩瀬郡天栄村の一部を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当J Aでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・積金残高 653 億 97 百万円

(2) 貯金商品

J A東西しらかわ独自キャンペーンにより、シーズンマーケティングを実践し、幅広いお客様に好評をいただいております。 また、みりよく満点金融商品として、「子育て支援定期積金」や定年退職を迎えた方の第二の人生を応援する特別優遇金利商品「退職金定期貯金」を販売しております。

地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高 194 億 39 百万円

（うち組合員 139 億 93 百万円）

（うち地方公共団体 14 億 87 百万円）

（うちその他 39 億 59 百万円）

(2) 制度資金取扱状況

地域農業の発展と豊かな暮らしづくりを支援するため、各種制度資金を取り扱っております。

・ 農業近代化資金

農業者等が農業の近代化と新たな事業展開を図るために必要な長期資金を提供します。

・ その他制度資金

農業の担い手自らの創意工夫により新たなチャレンジを応援する「農業改良資金（無利子）」や新規就農者向け「就農支援資金（無利子）」、自然に左右される農業経営の安定を図るため「農家経営安定資金」などを取り扱っています。

また、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫の取り扱いも行っております。

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の振興、また地域経済発展のお役に立てるよう、特別金利による融資商品をご用意しております。

・ 農家経営安定資金（小災害資金）や震災・原発事故被害に対する災害資金等を取扱っており

ます。

- ・ 特別金利での「教育ローンキャンペーン」、「マイカーローンキャンペーン」を実施しております。
- ・ 住宅の新築や増改築のほか、他金融機関からのお借換えにもご利用頂ける住宅ローンやリフォームローンをお取り扱いしております。
- ・ 組合員の皆様の農業経営を支えるための資金として、広くご活用頂ける「アグリマイティー資金」や農機具・ハウス等の購入資金として「農機ハウスローン」等をお取り扱いしております。

経営者保証に関するガイドラインへの取組方針について

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当ＪＡは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当ＪＡは、今後、利用者と保証契約を締結する場合、また、保証人の利用者が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

１． 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

２． 経営者保証の契約時の対応について

（１） 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２） 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額の融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

３． 既存の保証契約の適切な見直しについて

（１） 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２） 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

４． 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域の一員としてイベントへの積極的な参加をはじめ、ＪＡバンク食農教育応援事業や美化運動の実施。また高齢者福祉事業の積極的展開など、地域発展への活動を行っています。



みりよく満点ウォーキング



女性部によるゴミ袋贈呈（SDGS）



ＪＡ統一美化運動

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

ＪＡ女性部会員を対象にした様々な催しなど幅広い活動を通じて会員同士の交流を深めています。また、農青連活動として、「どろんこバレー」や「農にちなんだ看板作成」などの組織活動も含め親睦を深めています。

(3) 情報提供活動

平成１３年３月より、組合員と地域の皆様へＪＡの活動を発信するとともに、広いＪＡ管内のひとつの交流の場として、正組合員へ広報誌「かがやき」を毎月発行しております。また、准組合員向けに「かがやきフレンズ」を発行しています。地域の皆様への情報発信として、コミュニティ誌を年２回発行、ホームページやSNSを通じて、ＪＡ東西しらかわの最新情報を発信しております。



組合員向け広報誌
「かがやき」



准組合員向け広報誌
「かがやきフレンズ」



コミュニティ誌
「みりよく満点」



Instagram



X (Twitter)

(4) 店舗体制

本店１、営農センター３、支店６、ＡＴＭ設置台数８

リスク管理体制

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要である。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクを適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備している。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことである。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定する。また、通常の貸出取引については、本店に保全審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行う。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行う。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行う。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組む。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努める。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことである。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいう。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことである。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図る。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情

勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努める。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行う。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行う。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告する。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や 予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことである。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行う。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことである。

当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義している。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努める。

⑤ 事務リスク管理

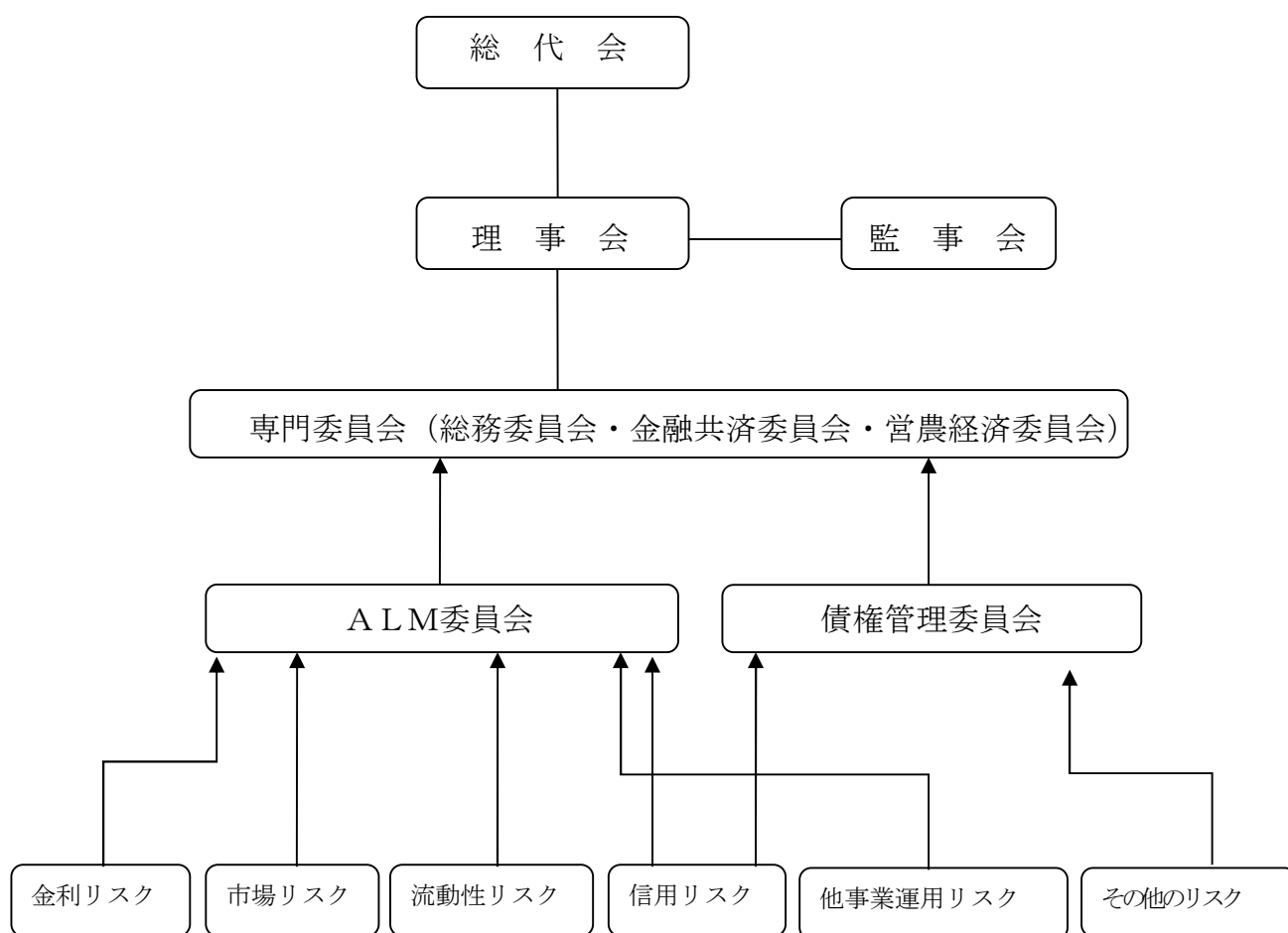
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことである。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務手続を整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努める。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことである。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備える。

リスク管理体制図



法令遵守体制

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

コンプライアンスにかかる基本方針

- I JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。
- II 創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、組合員および地域住民の農と暮らしを支援することによりその役割を十全に発揮し、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与します。
- III すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行します。
- IV 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、断固として排除します。
- V 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、JA内外とのコミュニケーションの充実をはかりつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

コンプライアンス運営態勢

コンプライアンスに基づく業務運営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの推進を図るため、総務部長をコンプライアンス統括責任者とし、本店各部門、各営農センター及び支店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融ADR制度への対応

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

本店金融共済部【金融課】（電話：0247-57-5925（月～金8時30分～17時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福島県弁護士会（電話：024-534-2334）

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

貸出運営の考え方

当 J A は地域に根ざした金融機関として、地域で預かった資金は地域の発展のために還元するとの方針のもとに、融資審査力の一層の向上、専任担当者の適正配置による融資体制の強化をはかりながら以下の項目に取り組んでいきます。

1. 農業者のメインバンクとして営農指導・経済部門との連携強化により、農業の担い手層に対して営農資金と生活資金及び近代化・公庫資金等の制度資金など十分な資金対応をはかります。
2. 組合員・地域住民に対して、進学・就職の時期に合わせた教育資金・自動車購入資金の適時な対応をはかるとともに、住宅資金をはじめ各種資金の対応をはかります。
3. 地域の金融機関として地方公共団体等への積極的な資金対応や小規模事業者への事業資金提供に努めます。
4. 負債農家に対する資金対応を含めた適切な経営指導を行いながら、債権回収の流動化をはかります。

金融商品の勧誘方針

当 J A は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・地域住民の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努力してまいります。

1. 組合員・地域住民の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・地域住民の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・地域住民の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・地域住民の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・地域住民の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

個人情報保護方針

東西しらかわ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

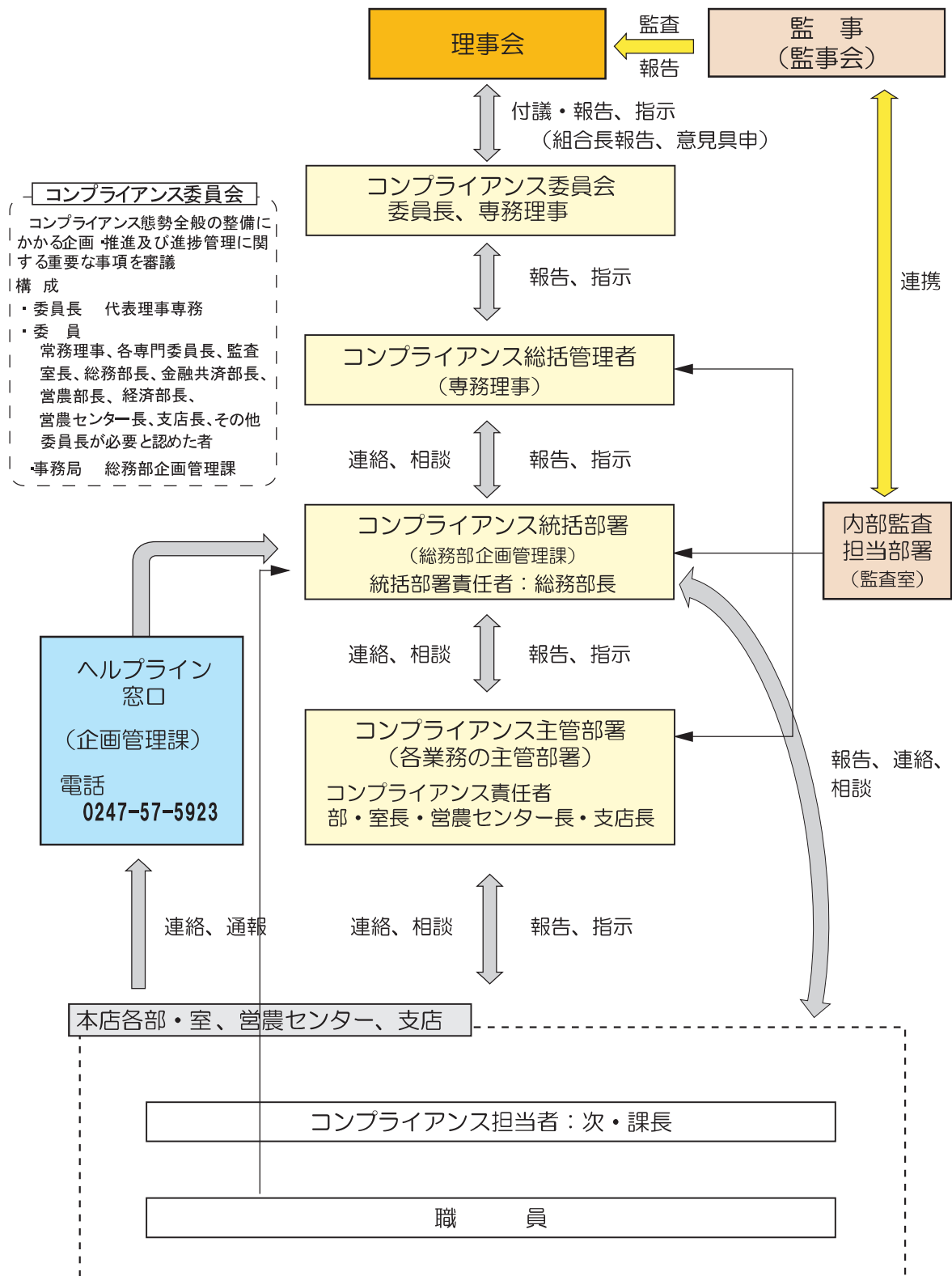
9. 質問・苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

J A 東西しらかわコンプライアンス体制図



自己資本比率の状況

◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、８年２月末における自己資本比率は、１８．２％となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東西しらかわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	１，６２８百万円（前年度１，６５９百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、１９年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

J A 東 西 し ら か わ の 事 業 活 動 の ご 案 内

営 農 ・ 経 済 事 業

販 売 事 業

J A 独自の基準を設けて栽培するオリジナルブランド「みりよく満点」農作物の普及・拡大を生産・販売戦略の柱と位置づけ、安全・安心な農作物を消費者へ届ける事業を実践しています。併せて、G A P 取得認証にも力を入れており、環境に配慮した生産活動を展開しております。

【J A 東西しらかわ農産物直売所のご案内】



みりよく満点物語

営業時間 9 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0

住 所 東白川郡棚倉町下山本

愛宕平 1 5 - 1

電話番号 0 2 4 7 - 3 3 - 1 2 1 2

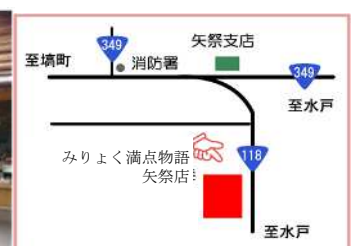


みりよく満点物語 矢吹店

営業時間 9 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0

住 所 福島県西白河郡矢吹町八幡町 6 4 3

電話番号 0 2 4 8 - 4 2 - 4 1 4 3



みりよく満点物語 矢祭店

営業時間 9 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0

住 所 東白川郡矢祭町関岡下小阪 5 6

電話番号 0 2 4 7 - 4 6 - 2 4 0 5

※営業時間は変更となる場合があります。

購 買 事 業



農業資材は管内3か所の営農センターと2か所の支店、物流センターで取扱いをしています。シーズンマーケットによる品揃えにより何でも揃う店舗づくりに取り組んでいます。各店舗には、営農情報掲示板や相談場所が設けられており、生産者・利用者に常に新しい情報の提供と適切な栽培指導を行っています。

燃料事業は、管内3ヶ所のガソリンスタンドで営業を展開しています。店頭営業と灯油配送業務に分けコストを削減、徹底した仕入れの強化により安価販売を実現し組合員・利用者の皆様から好評を得ております。



営 農 ・ 生 活 事 業

●営農相談・指導

営農経済渉外(TAC)職員の訪問活動を中心に、新規就農者や担い手農家の栽培指導、税務・経営相談、農業施設・設備等の資金相談、各生産部会活動などに幅広く取り組んでいます。

また、生産部会を中心に圃場の巡回指導を行い、栽培から出荷まで一元して生産者をサポートし品質を維持し、農家所得の向上に取り組んでいます。



●生活指導事業

女性部活動を中心に、家庭と農業を守るため営農・生活に関する知識・情報の取得を目的に幅広い事業に取り組んでいます。

支店・直売所の花壇へ花植えなどの緑化活動や、組合員の健康増進を目的としたウォーキングや健康増進活動など地域美化・貢献活動にも取り組んでいます。



●地域貢献

営農・女性部・青年連盟の活動を中心に、「食」と「農」に関する学習など幅広い地域貢献活動に取り組んでいます。

J Aの子会社や営農センターの集出荷場への中学生・高校生の職場体験の受入や、地域の生産物を使ったフラワーアレンジメント教室を行っています。



信用事業

安全安心なＪＡ貯金



「ＪＡ東西しらかわ」では、様々な種類の貯金をお取り扱いして、皆様の多様なご要望にお応えするとともに地域の金融機関として総合力を発揮した、質の高いサービスを提供し、組合員・地域の皆様に安心してご利用いただける「ＪＡバンク」を目指しております。

皆様の豊かな暮らしの身近なパートナーとして、各種ＪＡ貯金をぜひご利用ください。

貯金の種類		特 徴
総合口座	座	出し入れ自由の普通貯金と利息の有利な定期貯金を1冊の通帳にセット。不意の出費には自動融資。「貯める」「支払う」「借りる」が1冊の通帳で出来る便利な口座です。
普通貯金	金	出し入れ自由のお財布がわりの手ごろな貯金です。給与・年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払に便利です。
貯蓄貯金	金	使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、普通貯金、総合口座同様自由に出し入れできます。
通知貯金	金	7日以上以上の短期の預入にご利用いただけます。
納税準備貯金	金	税金のお支払いに備える貯金です。
当座貯金	金	小切手や手形をご利用いただくための貯金です。
定期積金	金	毎月決まった日に決まった金額をお積立て、満期日には給付金がつき大きく育ちます。教育資金や結婚資金・旅行費用等のニーズにあったコースをご用意いたしております。
	P E T 定期積金	健康生活をサポートする定期積金です。がんの早期発見等に優れたPET/CT 検診が割安に受診できます。
定期貯金	金	まとまったお金をさらに大きくふやすのに最適です。自動継続型は満期日に自動的に継続されますので書替の手間がいらずに便利です。
	スーパー定期貯金 (自動金利型定期貯金)	預入期間、金額に応じた金利を適用します。
	変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに市場金利に応じて金利が変わる定期貯金です。
	スーパー期日指定定期貯金	1年経過後は1ヵ月前までのご指定で自由に満期日を設定できる定期貯金です。
	大口定期貯金	市場金利を基準とする1,000万円からの大口定期貯金です。
積立式定期貯金	金	積立金を一本一本の期日指定定期でお預かりする貯金です。
一般財形貯金	金	お給料・ボーナスから天引きによる自由金利の財産形成貯金です。
財形年金貯金	金	積立終了後は年金形式でお受取いただける自由金利の財形です。
財形住宅貯金	金	マイホーム所得プランに最適な自由金利の財形です。非課税扱いですので大変有利です。
譲渡性貯金 (N C D)		自由金利の貯金で、満期日前に譲渡することが可能な貯金です。



夢ある暮らしのお手伝い～融資～

組合員・地域住民の皆様のくらしや営農事業に必要な様々な融資商品を用途に応じてご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などにもご融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のご融資のお取次ぎもしています。

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	金 利
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入資金、住宅用の土地購入資金、住宅の増改築資金、中古住宅の購入資金、既住住宅資金の借換えにご利用いただけます。	10,000万円以内	50年以内	変動金利 固定金利選択
リフォームローン	既存住宅の増改築・改装・補修資金、住宅に付帯する施設などの住宅関連設備にご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内	変動金利 固定金利選択
マイカーローン	自動車の購入・修理、車検、保険掛金、登録費用などの他に車庫建設資金としてもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	変動金利 固定金利
教 育 ロ ー ン	入学金・授業料はもちろん、教科書代や下宿代などお子様の教育資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年10ヵ月以内	変動金利 固定金利
農機ハウスローン	農機具の購入・修理、購入に付帯する諸費用、保険掛金、現在他金融機関等から借入中の農機具ローンの借換資金。また、パイプハウス等資材・建設資金としてもご利用いただけます。	7,200万円以内	10年以内	変動金利 固定金利
フ リ ー ロ ー ン	生活資金のことならご自由です。旅行や家具・家電製品の購入・運転免許証・受験費用・結婚資金などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	変動金利 固定金利
カードローンワイド（約定返済型）	組合員の生活に必要な一切の資金です。（事業資金は除きます）生活に必要なときにご契約額の範囲内でご利用いただけます。	100万円以内	1年	変動金利

※リフォームローン・マイカーローン・教育ローン・農機ハウスローン・フリーローン、カードローンⅡ型の借入額に通算限度があります。

※ローンの保証先は、農業信用基金協会の他にローンの種類によっては（株）協同住宅ローンや（株）ジャックス、三菱UFJニコス㈱の保証も選択できます。

※リフォームローン、教育ローン、農機ハウスローンの他金融機関等からの借換の場合は、当初借入期間の残存期間とします。

営農関係資金	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	金 利
農 業 近 代 化 資 金	農業者等が農業経営の展開を図るのに必要な、長期で低利な資金です。	7,200万円以内※	20年以内※	固定金利
アグリマイティー資金	組合員・農業者等が行う地域農業および農村地帯の発展に資する、前向きな事業に必要な資金です。	事業費の範囲内	10年以内	変動金利 固定金利

※農業近代化資金の融資限度額、融資期間は対象事業・対象者により異なります。

■ 為替業務 ■

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ送金が安全・確実・迅速にできる内国為替業務をお取り扱いしています。

■ 国債窓口販売 ■

国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱いをしています。

■ 各種サービス ■

当 J A では、各種自動受取り・各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込みサービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債の窓口販売、全国の J A での貯金のお出し入れや、銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス・クレジットカード（J A カード）の取り扱いなど、いろいろなサービスに努めています。

サ ー ビ ス 名	内 容
（送金・振込）国内為替	全国どこ金融機関の間でも、送金・振込の取扱いができます。また、手形や小切手のお取立でも安全・確実にできます。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがあなたの口座へ自動的に入金されますので、給料日からお引き出しになれます。
年 金 受 取	わざわざ受け取りに行くことなく最初の簡単な手続きで、年金が毎回自動的にお客様の口座に入金されます。
自 動 支 払	電気、電話、NHK受信料などの公共料金をはじめ各種料金を貯金口座からお支払いいたします。
ネットバンキング	インターネットに接続されているパソコンやスマートフォンから、窓口や A T M でご提供しています各種サービスをお気軽にご利用いただけます。
キャッシュカードサービス	県内はもちろん全国の J A キャッシュサービスコーナー、全国の銀行、信用金庫・ゆうちょ銀行などの C D ・ A T M でご利用いただけます。
「デビットカード」サービス	デビットカードは、お買い物などの際に当組合のキャッシュカードで直接お支払いいただける便利なサービスです。
J A カード （三菱UFJニコス）	ショッピングもレジャーも国内外の加盟店でご利用いただけます。全国の C D ・ A T M でキャッシングサービスもご利用になれます。
公 金 の 取 扱 い	地方公共団体等の税金や国民年金の掛金などの公金の収納や事務の取扱いをしています。
国 債 窓 口 販 売	国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。
投資信託窓口販売	資産形成、資産運用ニーズにお応えするため投資信託の窓口販売業務を行っています。

* 「キャッシュカードサービス」の1日当りの取扱限度は、50万円となっております。

主な手数料

■ 為替手数料 ■

店内振込	窓 口 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 220円
		3万円以上1件につき	1件につき 440円
	A T M 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 無料
		3万円以上1件につき	1件につき 無料
当組合本支店並びに他 J A ・ 信連及び農林中金あてのもの	窓 口 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 220円
		3万円以上1件につき	1件につき 440円
	A T M 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 110円
		3万円以上1件につき	1件につき 330円
他行あてのもの(窓口扱い)	電 信 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 660円
		3万円以上1件につき	1件につき 880円
	文 書 扱 い	3万円未満1件につき	1件につき 660円
		3万円以上1件につき	1件につき 880円
他行あてのもの(ATM扱い)		3万円未満1件につき	1件につき 440円
		3万円以上1件につき	1件につき 660円

■ 送金手数料 ■

当組合本支店並びに他 J A ・ 信連及び農林中金あてのもの	1件につき 440円
他行あてのもの(窓口扱い)	1件につき 660円

■ 代金取立手数料 ■

電子交換	1通につき 880円
個別取立	1件につき 1,100円

■ 貯金・貸付業務に係る手数料 ■

手数料の種類	金 額
通帳・証書再発行	1件につき 1,100円
キャッシュカード再発行	1件につき 1,100円
残高証明書(貯金・貸付)	1通につき 550円
融資証明書	1通につき 1,100円

■ その他手数料 ■

送金・振込の組戻料	1件につき 880円
不渡手形返却料	1通につき 1,100円
取立手形組戻料	
取立手形店頭呈示料	

■ 保護預り手数料 ■

国債	1年につき 1,320円
----	--------------

■ 口座振替手数料 ■

口座振替手数料(帳票)	1件につき 110円
口座振替手数料 (伝送・FD方式・定時 自動集金)	1件につき 55円

■ 両替等の手数料 ■

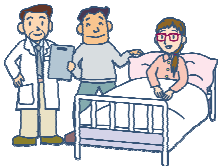
両替枚数	金 額
1枚～50枚	無料
51枚～1000枚	330円
1001枚～2000枚	660円
以降1000枚ごとに330円加算	

注意：上記各項目の金額には、消費税および地方消費税相当額（10%）が含まれております。

ＪＡ共済は、「相互扶助」を事業活動の原点として、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え「安心」と「満足」を提供いたします。最良の保障・サービスによる「ひと・いえくるま・農業」の総合保障提供を通じて組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。また事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献いたします。



ＪＡの生命共済は、万一の保障はもちろん、生存型保障の充実にも力を入れています。



ひと

- 働き盛りの責任世代には、一生涯の万一保障である「終身共済」を基本に、万一保障とまとまった資金の準備ができる「養老生命共済」、子供の教育資金を目的とした「こども共済」、一定期間の万一保障をする「定期生命共済」などもあります。お子さまから中高年まで幅広く充実した保障でご家族の安心を提供します。
- 入院、手術など医療の保障である「医療共済」のほかにも、がん保障に特化した「がん共済」、病気やケガによる収入減少などに備える「生活障害共済」、中高年向けの「介護共済」、身近な生活習慣病や三大疾病には「特定重度疾病共済」で生存中のリスクもしっかりサポートします。
- 病気やケガなどで所定の状態になられたときは、共済掛金払込免除制度により、その後の共済掛金をお支払うことなくご契約を継続します。
- 老後の生活資金準備には、「年金共済」があり、年齢に応じて掛金のお支払期間・受け取り期間をお選びいただけます。

ＪＡの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障で大切なマイホームや家財家具をしっかり守ります。



いえ

- 火災や盗難などの事故はもちろんのこと、地震、台風、豪雪、竜巻など、さまざまな自然災害による損害やケガも幅広く保障します。
- 掛け捨てではないため、保障期間満了時には満期共済金をお受取りになれます。また、保障期間中、満期共済金の一部を分割して受取るボーナスプラン（修理費共済金）もあります。
- 実損てん補特約付き契約においては、火災共済金額を上限として、損害の額をお支払いする内容に拡大され、お支払方法がシンプルなものとなりました。
- 地震については加入割合に応じた支払いとなります。

ＪＡの自動車共済は、独自の割引制度や確かな保障、充実したサービスを提供しています。



くるま

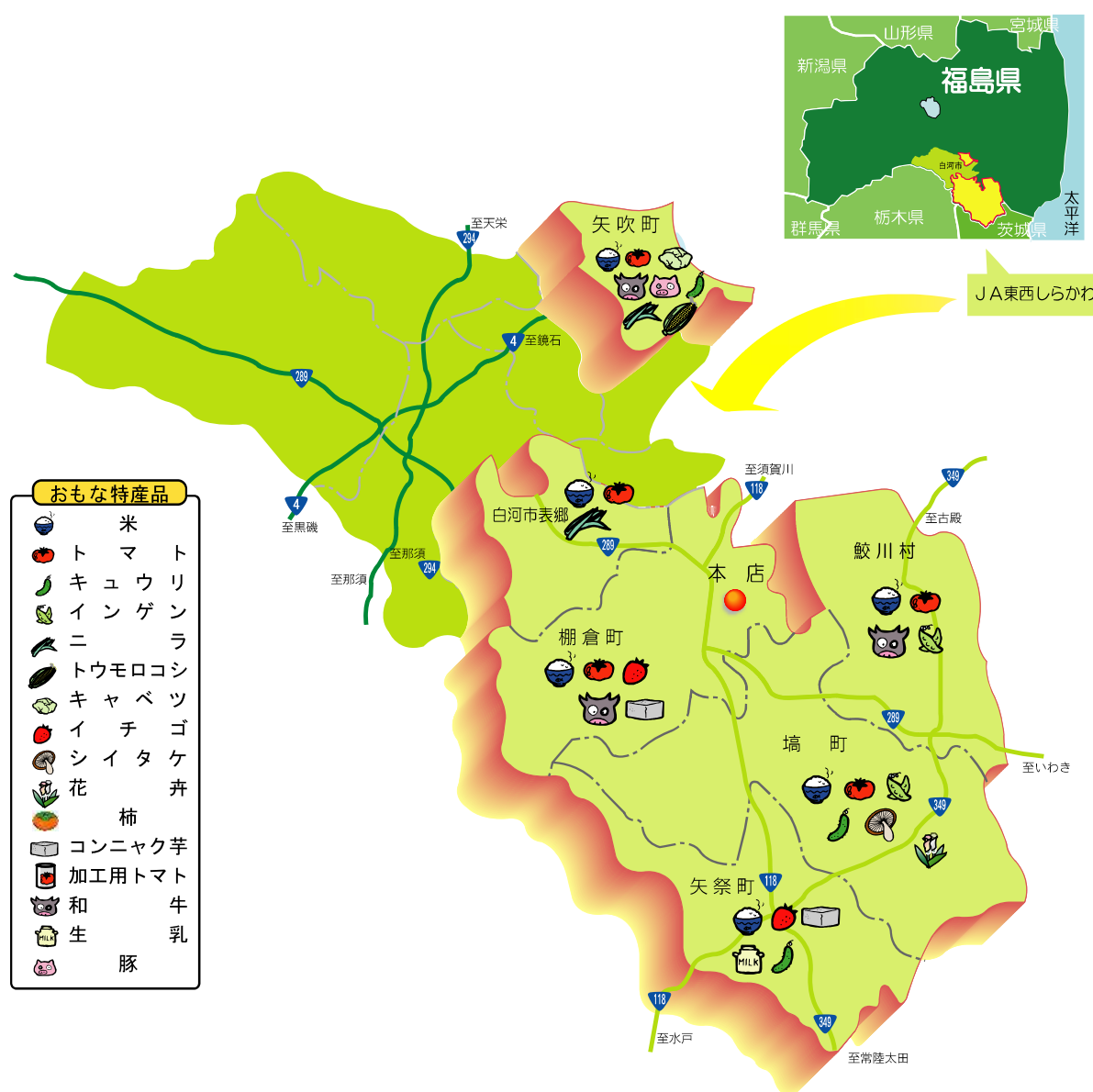
- 自動車共済「クルマスター」は、過失割合に関係なくご自身の損害をまとめて保障し、家族の歩行中の事故等もケアする傷害保障と、共済金額無制限の対人・対物賠償に加え、車両保障（全損害担保）、車両諸費用保障特約、対物超過修理費用保障特約をパックにした充実の自動車保障です。さらにゴールド免許の方のためのお得な割引や、新車割引などの割引制度があります。
- 「日常生活賠償責任特約」を付加することで、日常生活の様々な損害賠償責任を保障します。
- ＪＡの自賠責共済とセットでご加入になると、対人賠償の共済掛金が割引になります（自賠責セット割引）。また、車両保障と対物賠償のセットでご加入の場合は、それぞれ共済掛金がまとめて割り引かれます（車両・対物セット割引）。
- 長期優良契約割引は、継続契約の等級が２０等級などの所定条件を満たす場合、共済掛金が割り引かれます。また無事故を継続し他保険会社等からＪＡ自動車共済に乗り換える場合にも、無事故割引等級を引き継ぐことができます。
- ２４時間、３６５日、フリーダイヤルでの事故の受付やアドバイスが受けられるほか、ご利用者さまが現場急行を希望された場合「ALSOK」の対応員が事故現場へ急行し事故状況確認等を行うサービスを実施しており、故障時の緊急修理やレッカー移動も２４時間体制で実施しています。

J A 東西しらかわ **満点** 農産物マップ

J A管内で栽培される農産物は、標高150mから650mの平地から中山間地に及ぶ起伏に富む肥沃な大地と、管内を縦横にはしる久慈川と社川の清流に育まれ、生み出されています。

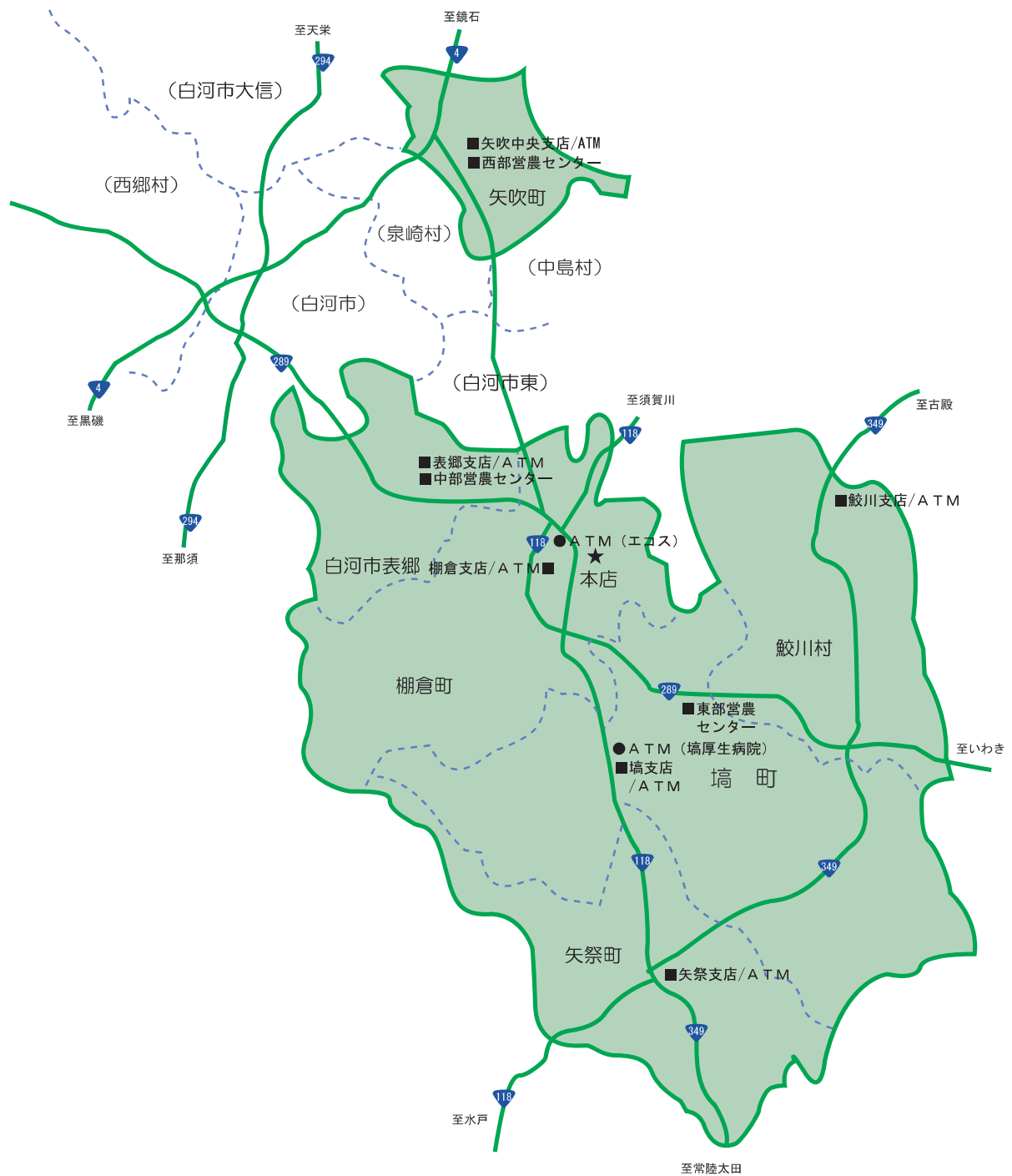
安全で安心。もちろん美味しい。それだけでなく、さらに食物のもつ機能性が最大限高まるよう栽培方法も工夫した独自ブランド「みりょく満点」農産物の栽培に力を入れています。

「食べて健康になる。」J A東西しらかわは、そんな農作物の供給をめざします。



J A東西しらかわが目指す満点な農産物とは、消費者から信頼される農産物の生産にあります。信頼される農産物といえるのは、生産された物が安全であること、安心されるものであることはもちろん、良質で美味しい。そして、食べるものだから体に良いものを。これらの条件を備えた農産物づくりを目標にしています。J Aで独自に展開するブランド「みりょく満点」農作物では、化学肥料の使用量を通常より20%、農薬の使用回数を通常より30%減らし栽培しています。さらに食物のもつ機能性成分の確保を目的に栽培法を工夫しています。

J A 東西しらかわ信用マップ



系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的
制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフテ
ィネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編
強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強
化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと
「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕
組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止シ
ステム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの
提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破
綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々の
ＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発
見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国の
ＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営
健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提
案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等
の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった
場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩
序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入
する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備
金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	6年度	7年度	負債及び純資産の部	6年度	7年度
1. 信用事業資産	60,592,813	61,527,252	1. 信用事業負債	63,493,236	65,879,783
(1) 現金	487,914	502,527	(1) 貯金	63,128,612	65,402,328
(2) 預金	38,553,533	38,149,083	(2) 借入金	1,764	0
系統預金	38,436,987	38,065,094	(3) その他の信用事業負債	362,860	477,455
系統外預金	116,546	83,990	未払費用	12,981	42,382
(3) 有価証券	3,354,260	3,186,540	その他の負債	349,878	435,073
国債	2,594,890	2,354,050	2. 共済事業負債	405,603	335,566
地方債	560,840	534,790	(1) 共済借入金	-	-
社債	198,530	297,700	(2) 共済資金	258,523	191,276
(4) 貸出金	18,068,157	19,439,784	(3) 共済未払利息	-	-
(5) その他の信用事業資産	277,970	378,323	(4) 未経過共済付加収入	144,230	141,858
未収収益	260,460	350,971	(5) 共済未払費用	2,776	2,432
その他の資産	17,511	27,352	(6) その他共済事業負債	74	0
(6) 貸倒引当金	△ 149,022	△ 129,005	3. 経済事業負債	324,941	313,493
2. 共済事業資産	1,091	973	(1) 経済事業未払金	232,507	240,448
(1) 共済貸付金	0	0	(2) 経済受託債務	78,434	57,689
(2) 共済未収利息	0	0	(3) その他の経済事業負債	14,000	15,356
(3) その他の共済事業資産	1,091	973	4. 設備借入金	-	-
(4) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	5. 雑負債	206,075	235,845
3. 経済事業資産	2,493,781	3,290,634	6. 諸引当金	201,614	192,075
(1) 経済事業未収金	407,451	405,119	(1) 賞与引当金	49,088	46,817
(2) 経済受託債権	1,761,530	2,519,912	(2) 退職給付引当金	130,618	119,538
(3) 棚卸資産	305,570	327,760	(3) 役員退職慰労引当金	21,909	25,720
購買品	239,534	251,306	7. 再評価に係る繰延税金負債	44,077	45,242
販売品	61,327	70,752	負債合計	64,675,545	67,002,004
宅地等	0	0	1. 組合員資本	5,258,380	5,387,012
その他の棚卸資産	4,709	5,702	(1) 出資金	1,658,847	1,627,143
(4) その他の経済事業資産	34,105	47,814	(2) 資本準備金	1,153	1,153
(5) 貸倒引当金	△ 14,875	△ 9,971	(3) 利益剰余金	3,620,134	3,779,887
4. 雑資産	271,534	268,063	利益準備金	1,369,000	1,409,000
5. 固定資産	1,789,880	2,247,212	その他利益剰余金	2,251,134	2,370,887
(1) 有形固定資産	1,778,628	2,237,083	金融基盤強化積立金	325,000	335,000
減価償却資産	4,319,899	4,898,564	営農経済事業基盤強化積立金	254,911	264,911
減価償却累計額（控除）	△ 3,243,005	△ 3,354,275	肥料準備金	547	547
土地	701,733	692,793	J A福島信連統合記念積立金	4,000	4,000
(2) 無形固定資産	11,253	10,129	経営安定化積立金	502,689	503,121
6. 外部出資	4,245,283	4,245,283	施設整備対策積立金	228,809	238,809
(1) 外部出資	4,245,283	4,245,283	自然災害支援積立金	30,000	30,000
系統出資	4,121,268	4,121,268	地域農業振興積立金	25,420	42,369
系統外出資	94,215	94,215	特別積立金	595,258	595,258
子会社等出資	29,800	29,800	当期末処分剰余金	284,501	356,872
(2) 外部出資等損失引当金	0	0	(うち当期剰余金)	141,842	205,287
7. 繰延税金資産	177,038	175,241	(うち当期損失金)	-	-
			(4) 処分未済持分	△ 21,754	△ 21,171
			2. 評価・換算差額等	△ 362,506	△ 634,357
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 433,251	△ 703,937
			(2) 土地評価差額金	70,745	69,580
			純資産合計	4,895,874	4,752,655
資産の部合計	69,571,420	71,754,658	負債及び純資産の部合計	69,571,420	71,754,658

注：記載の金額は、千円未満の金額を四捨五入して表示しています。 よって、各数表上の数字は合計しても合計欄と一致しない場合があります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	7年度	科 目	6年度	7年度
1. 事業総利益	1,586,260	1,643,531	(11) 加工事業収益	0	0
事業収益	3,510,334	3,663,588	(12) 加工事業費用	0	0
事業費用	1,924,074	2,020,057	加工事業総利益	0	0
(1) 信用事業収益	504,494	642,459	(13) 利用事業収益	335,508	335,404
資金運用収益	464,379	601,661	(14) 利用事業費用	228,974	232,262
(うち預金利息)	(239,923)	(329,867)	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち有価証券利息)	(22,689)	(25,412)	(うち貸倒引当金戻入益)	(1)	(△2)
(うち貸出金利息)	(201,766)	(246,381)	利用事業総利益	106,534	103,142
(うちその他受入利息)	-	-	(15) 福祉事業収益	67,536	62,950
役務取引等収益	30,757	32,268	(16) 福祉事業費用	17,269	15,896
その他事業直接収益	0	0	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
その他経常収益	9,358	8,531	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△4)
(2) 信用事業費用	68,099	160,699	福祉事業総利益	50,267	47,054
資金調達費用	29,707	119,759	(17) 指導事業収入	13,226	8,053
(うち貯金利息)	(29,436)	(119,431)	(18) 指導事業支出	27,163	17,017
(うち給付補填備金繰入)	(271)	(328)	指導事業収支差額	△ 13,937	△ 8,964
(うち借入金利息)	-	-	(19) その他事業収益	335	241
役務取引等費用	9,797	9,781	(20) その他事業費用	-	-
その他事業直接費用	-	-	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
その他経常費用	28,593	31,159	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△16,335)	(△19,820)	その他事業総利益	335	241
信用事業総利益	436,394	481,760	2. 事業管理費	1,430,218	1,396,516
(3) 共済事業収益	501,164	490,476	(1) 人件費	932,981	902,717
共済付加収入	472,196	457,711	(2) 業務費	157,700	155,311
共済貸付金利息	-	-	(3) 諸税負担金	52,820	51,126
共済奨励金	9,008	11,850	(4) 施設費	281,125	277,628
共済配当金	17,111	19,113	(5) その他事業管理費	5,592	9,734
その他の収益	2,849	1,803	事業利益	156,042	247,015
(4) 共済事業費用	34,762	36,534	3. 事業外収益	59,777	70,468
共済借入金利息	-	-	(1) 受取雑利息	950	1,213
共済推進費	11,079	12,054	(2) 受取出資配当金	9,190	9,190
共済保全費	14,469	14,490	(3) 賃貸料	35,411	38,681
その他の費用	9,214	9,989	(4) 雑収入	14,227	21,385
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	4. 事業外費用	37,497	21,970
共済事業総利益	466,402	453,943	(1) 支払雑利息	-	-
(5) 購買事業収益	1,672,962	1,749,793	(2) 寄付金	868	887
購買品供給高	1,658,402	1,736,037	(3) 雑損失	36,629	21,083
(うち購買手数料)	-	-	(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,358)	(△1969)
修理サービス料	1,979	1,496	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
その他の収益	12,582	12,260	経常利益	178,323	295,513
(6) 購買事業費用	1,370,571	1,421,069	5. 特別利益	26,612	10,165
購買品供給原価	1,322,047	1,393,700	(1) 固定資産処分益	273	-
購買品供給費	22,705	18,188	(2) 一般補助金	-	-
その他の費用	25,820	9,181	(3) 損害賠償金	20,098	8,599
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△4,505)	(4) その他の特別利益	6,242	1,566
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,065)	-	6. 特別損失	22,664	19,594
(うち貸倒損失)	-	-	(1) 固定資産処分損	1,681	7
購買事業総利益	302,391	328,724	(2) 固定資産圧縮損	-	-
(7) 販売事業収益	383,664	349,848	(3) 減損損失	19,489	19,568
販売品販売高	179,958	130,512	(4) その他の特別損失	1,493	19
販売手数料	138,764	130,512	税引前当期利益	182,271	286,084
その他の収益	64,943	85,258	法人税、住民税及び事業税	53,576	81,027
(8) 販売事業費用	187,588	146,393	過年度法人税等戻入額	(△5,237)	-
販売品販売原価	117,936	97,346	法人税等調整額	(△7,912)	(△230)
販売費	21,513	15,709	法人税等合計額	40,428	80,797
その他の費用	48,139	33,338	当期剰余金	141,842	205,287
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△394)	当期損失金	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(266)	-	当期首繰越剰余金	113,547	128,966
販売事業総利益	196,077	203,456	再評価差額金取崩額	5,041	-
(9) 保管事業収益	43,514	35,350	経営安定化積立金取崩額他	24,069	22,619
(10) 保管事業費用	1,718	1,174	営農経済事業基盤強化積立金取崩	-	-
保管事業総利益	41,797	34,176	当期末処分剰余金	284,501	356,872

注：記載の金額は、千円未満の金額を四捨五入して表示しています。 よって、各数表上の数字は合計しても合計欄など一致しない場合があります。

注：農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

注 記 表

令和 6 年度	令和 7 年度
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 子会社株式：移動平均法による原価法 ② その他有価証券 ア．時価のあるもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） イ．市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 販売品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により処理しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (2) 販売事業 ①委託販売取引 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等	I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 子会社株式：移動平均法による原価法 ② その他有価証券 ア．時価のあるもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） イ．市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 販売品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により処理しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (2) 販売事業 ①委託販売取引 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売

令和 6 年度	令和 7 年度
に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②買取販売取引 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は販売品を業者等に引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に依りて収益を認識しております。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・WCS・ファーマーズマーケット等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 尚、利用事業のうちファーマーズマーケットについては販売事業と同一内容です。 (6) 福祉事業 要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。なお、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米穀共同計算の処理方法 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。 そのうち、米については、販売を当組合又は当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、当組合が事務委託した全国農業協同組合連合会福島県本部がプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 177,038千円（繰延税金負債との相殺後） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②買取販売取引 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は販売品を業者等に引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に依りて収益を認識しております。 (4) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・WCS・ファーマーズマーケット等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 尚、利用事業のうちファーマーズマーケットについては販売事業と同一内容です。 (5) 高齢者福祉事業 要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (6) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。なお、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米穀共同計算の処理方法 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。 そのうち、米については、販売を当組合又は当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、当組合が事務委託した全国農業協同組合連合会福島県本部がプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 175,241千円（繰延税金負債との相殺後） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

令和 6 年度	令和 7 年度																										
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画及び令和 6 年度に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,489 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画及び令和 6 年度に作成した事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 179,462 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 資産から直接控除した引当金 雑資産から控除されている貸倒引当金の額 15,564 千円 2. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 297,655 千円であり、その内訳は次のとおりです。 (単位：千円) <table> <tr> <th>固定資産名</th><th>圧縮累計額</th></tr> <tr> <td>建物</td><td>173,608</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>—</td></tr> <tr> <td>機械装置</td><td>104,953</td></tr> <tr> <td>車両運搬具</td><td>538</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>18,556</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>297,655</td></tr> </table> 3. 担保に供している資産等 為替決済等の取引の担保として定期預金 6,500,000 千円を差し入れています。 4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 (1) 子会社等に対する金銭債権の総額 84,405 千円 (2) 子会社等に対する金銭債務の総額 167,172 千円 5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権	固定資産名	圧縮累計額	建物	173,608	構築物	—	機械装置	104,953	車両運搬具	538	器具備品	18,556	合計	297,655	繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画及び令和 7 年度に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,568 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画及び令和 7 年度に作成した事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 152,571 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 資産から直接控除した引当金 雑資産から控除されている貸倒引当金の額 13,595 千円 2. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 297,655 千円であり、その内訳は次のとおりです。 (単位：千円) <table> <tr> <th>固定資産名</th><th>圧縮累計額</th></tr> <tr> <td>建物</td><td>173,608</td></tr> <tr> <td>機械装置</td><td>104,953</td></tr> <tr> <td>車両運搬具</td><td>538</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>18,556</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>297,655</td></tr> </table> 3. 担保に供している資産等 為替決済等の取引の担保として定期預金 6,500,000 千円を差し入れています。 4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 (1) 子会社等に対する金銭債権の総額 77,459 千円 (2) 子会社等に対する金銭債務の総額 175,265 千円 5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権	固定資産名	圧縮累計額	建物	173,608	機械装置	104,953	車両運搬具	538	器具備品	18,556	合計	297,655
固定資産名	圧縮累計額																										
建物	173,608																										
構築物	—																										
機械装置	104,953																										
車両運搬具	538																										
器具備品	18,556																										
合計	297,655																										
固定資産名	圧縮累計額																										
建物	173,608																										
機械装置	104,953																										
車両運搬具	538																										
器具備品	18,556																										
合計	297,655																										

令和 6 年度	令和 7 年度												
理事及び監事に対する金銭債権の総額 6,016 千円	理事及び監事に対する金銭債権の総額 14,822 千円												
6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 135,330 千円、危険債権額は 137,315 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 272,645 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 123,385 千円、危険債権額は 138,068 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 261,453 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。												
7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成 12 年 2 月 29 日 (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・151,319 千円 (3) 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。	7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成 12 年 2 月 29 日 (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・152,262 千円 (3) 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。												
IV 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 (1) 子会社等との取引による収益総額 74,695 千円 うち事業取引高 35,695 千円 うち事業取引以外の取引高 39,000 千円 (2) 子会社等との取引による費用総額 46,061 千円 うち事業取引高 34,429 千円 うち事業取引以外の取引高 11,632 千円 2. 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、購買店舗、給油所、福祉センター、ガス食材センターは施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店及び物流センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産としています。また、営農センター、農業関連施設及び直売所は組合全体または各地区の共用資産としています。	IV 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 (1) 子会社等との取引による収益総額 92,681 千円 うち事業取引高 50,635 千円 うち事業取引以外の取引高 42,045 千円 (2) 子会社等との取引による費用総額 61,988 千円 うち事業取引高 51,412 千円 うち事業取引以外の取引高 10,576 千円 2. 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、購買店舗、給油所、福祉センター、ガス食材センターは施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店及び物流センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産としています。また、センター、農業関連施設及び直売所は組合全体または各地区の共用資産としています。												
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。	当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。												
<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr><tr><td>① 塙給油所</td><td>営業用店舗</td><td>建物</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	① 塙給油所	営業用店舗	建物	<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr><tr><td>① 矢吹中央給油所</td><td>営業用店舗</td><td>土地及び建物ほか</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	① 矢吹中央給油所	営業用店舗	土地及び建物ほか
場 所	用 途	種 類											
① 塙給油所	営業用店舗	建物											
場 所	用 途	種 類											
① 矢吹中央給油所	営業用店舗	土地及び建物ほか											
(2) 減損損失の認識に至った経緯 ① 営業用店舗 短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。 (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 ① 塙給油所 19,489 千円(建物 19,489 千円) (4) 回収可能価額の算定方法 ① 塙給油所 全額減損しております。	(2) 減損損失の認識に至った経緯 ① 営業用店舗 短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。 (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 ① 矢吹中央給油所 19,568 千円(建物 10,294 千円、土地 8,940 千円、無形固定資産 334 千円) (4) 回収可能価額の算定方法 ① 矢吹中央給油所 正味売却可能価額を採用(不動産鑑定評価額)												
V 金融商品に関する注記	V 金融商品に関する注記												

令和 6 年度	令和 7 年度																																																								
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部保全審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報 （トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が382,871千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>38,553,533</td><td>38,493,092</td><td>△60,441</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>3,354,260</td><td>3,354,260</td><td>-</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>18,068,157</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td> 貸倒引当金（※1）</td><td>149,022</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>17,919,135</td><td>17,615,871</td><td>△303,264</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	38,553,533	38,493,092	△60,441	有価証券				その他有価証券	3,354,260	3,354,260	-	貸出金	18,068,157	-	-	貸倒引当金（※1）	149,022	-	-	貸倒引当金控除後	17,919,135	17,615,871	△303,264	1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部保全審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報 （トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.47%上昇したものと想定した場合には、経済価値が163,131千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>38,149,083</td><td>38,069,050</td><td>△303,264</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>3,186,540</td><td>3,186,540</td><td>-</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>19,439,784</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td> 貸倒引当金（※1）</td><td>129,005</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>19,310,779</td><td>18,647,325</td><td>△663,454</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	38,149,083	38,069,050	△303,264	有価証券				その他有価証券	3,186,540	3,186,540	-	貸出金	19,439,784	-	-	貸倒引当金（※1）	129,005	-	-	貸倒引当金控除後	19,310,779	18,647,325	△663,454
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
預金	38,553,533	38,493,092	△60,441																																																						
有価証券																																																									
その他有価証券	3,354,260	3,354,260	-																																																						
貸出金	18,068,157	-	-																																																						
貸倒引当金（※1）	149,022	-	-																																																						
貸倒引当金控除後	17,919,135	17,615,871	△303,264																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
預金	38,149,083	38,069,050	△303,264																																																						
有価証券																																																									
その他有価証券	3,186,540	3,186,540	-																																																						
貸出金	19,439,784	-	-																																																						
貸倒引当金（※1）	129,005	-	-																																																						
貸倒引当金控除後	19,310,779	18,647,325	△663,454																																																						

令和 6 年度

資産計	59,826,928	59,463,223	△363,705
貯金	63,128,612	63,004,076	△124,536
借入金	1,764	1,757	△7
負債計	63,130,376	63,005,833	△124,543

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

なお、貸出金に含まれる仕組貸出の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,245,283

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	38,553,533	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	100,000	100,000	100,000	3,600,000
貸出金(※1.2)	1,291,074	1,036,235	998,176	867,186	778,407	13,012,303
合計	39,844,607	1,036,235	1,098,176	967,186	878,407	16,612,303

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 118,708 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 84,777 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和 7 年度

資産計	60,646,402	59,902,915	△743,487
貯金	65,402,328	65,184,533	△217,795
負債計	65,402,328	65,184,533	△217,795

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

なお、貸出金に含まれる仕組貸出の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,245,283

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	38,149,083	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	100,000	100,000	100,000	3,600,000
貸出金(※1.2)	1,287,843	1,074,468	954,573	859,846	752,750	14,418,527
合計	39,436,926	1,174,468	1,054,573	959,846	852,750	18,018,527

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 112,408 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 90,527 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件

令和 6 年度							令和 7 年度						
(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)							1,250 千円は償還日が特定できないため、含めていません。 (5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 *1	59,724,989	1,059,084	1,071,121	68,282	1,205,135	-	貯金 *1	60,334,516	975,823	1,207,467	1,095,572	1,788,949	-
借入金	1,764	-	-	-	-	-	合計	60,334,516	975,823	1,207,467	1,095,572	1,788,949	-
合計	59,726,753	1,059,084	1,071,121	68,282	1,205,135	-							
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。							(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。						
Ⅵ 有価証券に関する注記							Ⅵ 有価証券に関する注記						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項等 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。 (1) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)							1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項等 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。 (1) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)						
種類		貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額			種類		貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却 原価	差 額		
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	国 債	2,594,890	3,090,132	△495,242			貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	国 債	2,354,050	3,090,845	△736,795		
	地方債	560,840	598,537	△37,697				地方債	534,790	598,680	△63,890		
	社 債	198,530	199,758	△1,228				社 債	297,700	299,841	△2,141		
	合 計	3,354,260	3,888,427	△534,167				合 計	3,186,540	3,989,366	△802,826		
Ⅶ 退職給付に関する注記							Ⅶ 退職給付に関する注記						
1. 退職給付制度の概要等 (1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 ①期首における退職給付引当金 139,530 千円 ②退職給付費用 13,853 千円 ③退職給付の支払額 △21,738 千円 ④期末における退職給付引当金 130,618 千円 (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 ①退職給付債務 573,515 千円 ②特定退職金共済制度 △442,897 千円 ③未積立退職給付債務 130,168 千円 ④退職給付引当金 130,168 千円 (4) 退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 13,853 千円 特定退職金共済制度への拠出金「厚生費」 28,722 千円 合 計 42,575 千円							1. 退職給付制度の概要等 (1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 ① 期首における退職給付引当金 130,618 円 ② 退職給付費用 38,807 千円 ③ 退職給付の支払額 △23,449 千円 ④ 特定退職共済制度への拠出金 △26,439 千円 ⑤ 期末における退職給付引当金 119,538 千円 (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 ① 退職給付債務 513,295 千円 ② 特定退職金共済制度 △393,758 千円 ③ 未積立退職給付債務 119,538 千円 ④ 退職給付引当金 119,538 千円 (4) 退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 38,807 千円						
2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12,191 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、101,288 千円となっています。							2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,776 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、84,786 千円となっています。						
Ⅷ 税効果会計に関する注記							Ⅷ 税効果会計に関する注記						
1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 11,648 千円 退職給付引当金 35,567 千円 賞与引当金 13,367 千円 役員退職慰労引当金 5,966 千円 未払費用 7,412 千円 減損損失 59,696 千円 資産除去債務 5,307 千円 未払事業税 3,540 千円							1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 3,714 千円 退職給付引当金 33,995 千円 賞与引当金 12,748 千円 役員退職慰労引当金 7,086 千円 未払費用 7,213 千円 減損損失 69,409 千円 未払事業税 4,602 千円						

令和 6 年度	令和 7 年度
その他有価証券評価差額金 100,916 千円 その他 3,492 千円 繰延税金資産小計 246,911 千円 評価性引当額 △69,873 千円 繰延税金資産合計 177,038 千円 2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.23% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.10% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.69% 事業利用分量配当金 △4.37% 住民税均等割等 2.41% 評価性引当額の増減 △3.69% 過年度法人税等戻入額 △2.87% その他 1.05% 税効果会計適用後の法人税の負担率 22.18% 3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響 「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.23%から 27.95%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 3,727 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 2,668 千円減少し、法人税等調整額は 1,059 千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は 1,165 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。 IX 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 X その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の埴給油所は設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。 (2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 1 2, 8 0 4 千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 1 9, 5 3 0 千円 資産除去債務の履行による減少額 △ 1 2, 8 0 4 千円 期末残高 1 9, 5 3 0 千円	その他有価証券評価差額金 224,390 千円 その他 4,273 千円 繰延税金資産小計 367,431 千円 評価性引当額 △192,190 千円 繰延税金資産合計 175,241 千円 2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.23% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.85% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.44% 事業利用分量配当金 △2.19% 住民税均等割等 1.54% 過年度法人税等追徴額 1.31% 評価性引当額の増減 △1.01% その他 △0.05% 税効果会計適用後の法人税の負担率 28.24% 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.23%から 27.95%に変更されました。 なお、変更の結果、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 3,762 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 2,547 千円減少し、法人税等調整額は 1,215 千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は 1,165 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。 IX 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 X その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の埴給油所は設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、前事業年度において貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しておりました。 当事業年度において当該原状回復義務を履行したため、資産除去債務の全額が減少しております。 (2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 1 9, 5 3 0 千円 資産除去債務の履行による減少額 △ 1 9, 5 3 0 千円 期末残高 ー千円

剰余金処分計算書

(単位：円)

6年度	
1 当期末処分剰余金	284, 500, 582
2 剰余金処分額	155, 534, 129
(1) 利益準備金	40, 000, 000
(2) 任意積立金	70, 000, 000
金融事業基盤強化積立金	10, 000, 000
営農経済事業基盤強化積立金	10, 000, 000
経営安定化積立金	20, 000, 000
施設整備対策積立金	10, 000, 000
地域農業振興積立金	20, 000, 000
(3) 事業分量配当	29, 240, 261
(4) 出資配当金	16, 293, 868
3 次期繰越剰余金	128, 966, 453

(注)

- 出資配当金は1. 0%の割合です。
ただし、年度内の新規加入及び普通増資、譲渡増資については日割計算とします。
- 出資配当金については、出資予約貯金に振込み1口に達した場合出資金に振り替えるものとします。
- 事業分量配当金については、年度内における購買品（肥料・農薬・飼料に限る）の利用に対し、振込額100円以上を対象として配当します。
（肥料・農薬は予約購買に対して5. 0%の割合、飼料は年間購買に対して1. 5%の割合）主食用米出荷1俵に対し、100円を配当します。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額8, 000, 000円が含まれています。

・金融事業基盤強化積立金

〔目的〕金融自由化に伴う激化に対して、競争力のある金融事業を確立し、組合の事業の改善発達に資することを目的とします。

〔積立目標額〕事業年度末貯金残高の1,000分の15

〔積立基準〕当期剰余金から、法定準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用を控除した金額の2分の1以内とします。

〔取崩基準〕信用事業に係る機器の導入・設置や金利変動リスクに対応する支出等が発生した場合に、事業年度末の貯金残高の1,000分の5の範囲内で理事会に付議したうえ取崩します。

・営農経済事業基盤強化積立金

〔目的〕競争力のある営農経済事業を確立し、組合の事業の改善発達に資することを目的とします。

〔積立目標額〕5億円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕営農経済事業に係る成長発展を図るための投資及び固定資産の取得や修繕費、営農経済事業リスクに対応する支出等が発生した場合に、投資額及び減価償却費相当額や支出相当額を理事会に付議したうえ取崩すものとします。

・JA福島信連統合記念地域農業振興積立金

〔目的〕福島信連の農林中央金庫への全部事業譲渡を機に同連合会が配当金を原資の一部として積み立てるもので、地域農業振興の実現に向けて、営農指導事業をはじめ農業関連支援事業の充実をはかる目的とします。

〔積立目標金額〕25,000千円

〔積立基準〕当期剰余金の10分の1以内を積み立てる。

〔取崩基準〕農業振興に対する支援等の事由が発生した時に理事会に付議し当該金額を取崩すものとします。

(単位：円)

7年度	
1 当期末処分剰余金	356, 872, 447
2 剰余金処分額	235, 325, 014
(1) 利益準備金	50, 000, 000
(2) 任意積立金	127, 630, 812
金融事業基盤強化積立金	20, 000, 000
営農経済事業基盤強化積立金	20, 000, 000
経営安定化積立金	70, 000, 000
施設整備対策積立金	10, 000, 000
地域農業振興積立金	7, 630, 812
(3) 事業分量配当	25, 151, 342
(4) 出資配当金	32, 542, 860
3 次期繰越剰余金	121, 547, 433

(注)

- 出資配当金は2. 0%の割合です。
ただし、年度内の新規加入及び普通増資、譲渡増資については日割計算とします。
- 出資配当金については、出資予約貯金に振込み1口に達した場合出資金に振り替えるものとします。
- 事業分量配当金については、年度内における購買品（肥料・農薬・飼料に限る）の利用に対し、振込額100円以上を対象として配当します。
（肥料・農薬は予約購買に対して5. 5%の割合、飼料は年間購買に対して2. 0%・バラ直送物1. 0%の割合）。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額11, 000, 000円が含まれています。

・金融事業基盤強化積立金

〔目的〕金融自由化に伴う激化に対して、競争力のある金融事業を確立し、組合の事業の改善発達に資することを目的とします。

〔積立目標額〕事業年度末貯金残高の1,000分の15

〔積立基準〕当期剰余金から、法定準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用を控除した金額の2分の1以内とします。

〔取崩基準〕信用事業に係る機器の導入・設置や金利変動リスクに対応する支出等が発生した場合に、事業年度末の貯金残高の1,000分の5の範囲内で理事会に付議したうえ取崩します。

・営農経済事業基盤強化積立金

〔目的〕競争力のある営農経済事業を確立し、組合の事業の改善発達に資することを目的とします。

〔積立目標額〕5億円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕営農経済事業に係る成長発展を図るための投資及び固定資産の取得や修繕費、営農経済事業リスクに対応する支出等が発生した場合に、投資額及び減価償却費相当額や支出相当額を理事会に付議したうえ取崩すものとします。

・JA福島信連統合記念地域農業振興積立金

〔目的〕福島信連の農林中央金庫への全部事業譲渡を機に同連合会が配当金を原資の一部として積み立てるもので、地域農業振興の実現に向けて、営農指導事業をはじめ農業関連支援事業の充実をはかる目的とします。

〔積立目標金額〕25,000千円

〔積立基準〕当期剰余金の10分の1以内を積み立てる。

〔取崩基準〕農業振興に対する支援等の事由が発生した時に理事会に付議し当該金額を取崩すものとします。

・経営安定化積立金

〔目的〕経営安定化積立金は、会計制度の適用などにより資産の時価評価等で発生する損失への対応を図ることにより、また、災害の発生により復旧費用等の支出に対応することにより、組合の経営安定及び健全な発展に資することを目的とします。

〔積立目標額〕8億円

〔積立基準〕毎事業年度の当期剰余金の10分の1以上を積み立てます。

〔取崩基準〕この積立金は、次の場合に該当する合計額が5,000千円以上の場合に、理事会に付議したうで取崩すものとします。

- ①減損会計の適用により発生した費用相当額
- ②退職給付会計制度の変更等により増加した費用相当額
- ③棚卸資産会計の適用により発生した費用相当額
- ④資産除去債務会計の適用により発生した費用相当額
- ⑤新たな会計基準の適用により発生した費用相当額
- ⑥災害の発生により除却・復旧等に支出した費用相当額
- ⑦将来の組織整備（合併）に向け、財務基盤の安定化を目的として必要な財務調整事項の負担額について、その負担すべき事象が発生した費用相当額

・施設整備対策積立金

〔目的〕将来、固定資産新規取得・更新及び既存施設の修繕整備・処分等の費用に必要な資金を積み立てます。

〔積立目標額〕3億円

〔積立基準〕毎事業年度の当期末処分剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用を控除し、残余があるときは積み立てることができる。

〔取崩基準〕次の支出等が発生し合計額が5,000千円以上の場合、理事会に付議したうで取崩すものとします。

- ①土地は自己資本支出相当額
- ②減価償却資産は取得価格相当額
- ③修繕整備費用は修繕整備費用相当額

・自然災害支援積立金

〔目的〕自然災害により甚大な被害を被った組合員に対し、農業生産基盤の再生へ向けての支援を行うことを目的とします。

〔積立目標金額〕30,000千円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金及び営農経済事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕自然災害により行政の定める補助事業の対象となる農業施設等の修繕又は復旧に要する費用の額が5,000千円以上の場合には、理事会に付議したうえ取崩します。

・地域農業振興積立金

〔目的〕農業者の高齢化や後継者不足による農業者人口の減少さらには、異常気象や病害虫による被害等で再生困難な状況が予測される中、持続可能な農業と地域農業振興の実現に向けて、営農指導事業をはじめとする農業関連支援事業の充実を図ることを目的とする。

〔積立目標金額〕50,000千円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金及び営農経済事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕次の事由が発生した時は理事会に付議したうえ取崩します。

- ア. 予期せぬ環境の変化や病害虫等により農業生産基盤の復旧に係る助成
- イ. 地域農業振興に係る助成
- ウ. その他目的達成に対する助成

・経営安定化積立金

〔目的〕経営安定化積立金は、会計制度の適用などにより資産の時価評価等で発生する損失への対応を図ることにより、また、災害の発生により復旧費用等の支出に対応することにより、組合の経営安定及び健全な発展に資することを目的とします。

〔積立目標額〕8億円

〔積立基準〕毎事業年度の当期剰余金の10分の1以上を積み立てます。

〔取崩基準〕この積立金は、次の場合に該当する合計額が5,000千円以上の場合に、理事会に付議したうで取崩すものとします。

- ①減損会計の適用により発生した費用相当額
- ②退職給付会計制度の変更等により増加した費用相当額
- ③棚卸資産会計の適用により発生した費用相当額
- ④資産除去債務会計の適用により発生した費用相当額
- ⑤新たな会計基準の適用により発生した費用相当額
- ⑥災害の発生により除却・復旧等に支出した費用相当額
- ⑦将来の組織整備（合併）に向け、財務基盤の安定化を目的として必要な財務調整事項の負担額について、その負担すべき事象が発生した費用相当額

・施設整備対策積立金

〔目的〕将来、固定資産新規取得・更新及び既存施設の修繕整備・処分等の費用に必要な資金を積み立てます。（きゅうり選別設備積立金含む）

〔積立目標額〕3億円

〔積立基準〕毎事業年度の当期末処分剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用を控除し、残余があるときは積み立てることができる。

〔取崩基準〕次の支出等が発生し合計額が5,000千円以上の場合、理事会に付議したうで取崩すものとします。

- ①土地は自己資本支出相当額
- ②減価償却資産は取得価格相当額
- ③修繕整備費用は修繕整備費用相当額

・自然災害支援積立金

〔目的〕自然災害により甚大な被害を被った組合員に対し、農業生産基盤の再生へ向けての支援を行うことを目的とします。

〔積立目標金額〕30,000千円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金及び営農経済事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕自然災害により行政の定める補助事業の対象となる農業施設等の修繕又は復旧に要する費用の額が5,000千円以上の場合には、理事会に付議したうえ取崩します。

・地域農業振興積立金

〔目的〕農業者の高齢化や後継者不足による農業者人口の減少さらには、異常気象や病害虫による被害等で再生困難な状況が予測される中、持続可能な農業と地域農業振興の実現に向けて、営農指導事業をはじめとする農業関連支援事業の充実を図ることを目的とする。

〔積立目標金額〕50,000千円

〔積立基準〕当期剰余金から、利益準備金と組合員の営農指導、生活・文化改善事業費用及び金融事業基盤強化積立金及び営農経済事業基盤強化積立金を控除した金額の2分の1の範囲内とします。

〔取崩基準〕次の事由が発生した時は理事会に付議したうえ取崩します。

- ア. 予期せぬ環境の変化や病害虫等により農業生産基盤の復旧に係る助成
- イ. 地域農業振興に係る助成
- ウ. その他目的達成に対する助成

部門別損益計算書

7年度

(単位:千円)

区 分	合 計	信 事	用 業	共 事	済 業	農 業 関 連 業 事	生活その他 業 事	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	3,674,575	642,459	490,476	1,831,721	701,865	8,053			
事業費用 ②	2,031,044	160,699	36,534	1,282,208	534,586	17,017			
事業総利益 (①-②) ③	1,643,531	481,760	453,943	549,513	167,279	△ 8,964			
事業管理費 ④	1,396,516	321,704	237,555	547,444	225,391	64,422			
（うち減価償却費）	(109,875)	(7,987)	(10,355)	(77,844)	(12,965)	(724)			
（うち人件費）	(902,717)	(188,269)	(178,479)	(312,556)	(174,444)	(48,969)			
※うち共通管理費 ⑤		(86,042)	(69,546)	(121,618)	(64,024)	(8,248)			(349,478)
（うち減価償却費）		(5,843)	(4,723)	(8,259)	(4,348)	(560)			(23,733)
（うち人件費）		(46,332)	(37,450)	(65,490)	(34,476)	(4,441)			(188,189)
事業利益 (③-④) ⑥	247,015	160,056	216,388	2,069	△ 58,112	△ 73,386			
事業外収益 ⑦	70,468	17,095	14,497	25,162	12,320	1,394			
※うち共通分 ⑧		13,943	11,270	19,708	10,375	1,337			△ 56,633
事業外費用 ⑨	21,970	5,371	4,190	7,920	3,857	632			
※うち共通分 ⑩		5,183	4,190	7,327	3,857	497			△ 21,054
経常利益 (⑥+⑦-⑨) ⑪	295,513	171,780	226,695	19,311	△ 49,649	△ 72,624			
特別利益 ⑫	10,165	612	110	9,145	285	13			
※うち共通分 ⑬		137	110	193	101	13			△ 554
特別損失 ⑭	19,594	3	1	22	19,568	0			
※うち共通分 ⑮		2	1	3	1	0			△ 7
税引前当期利益 (⑪+⑫-⑭) ⑯	286,084	172,389	226,804	28,434	△ 68,932	△ 72,611			
営農指導事業分 配賦額 ⑰		19,605	19,097	21,202	12,707	△ 72,611			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑯-⑰) ⑱	286,084	152,784	207,707	7,232	△ 81,639				

※ ⑤、⑧、⑩、⑬、⑮は、各事業に直課できない部分

※ 事業収益 ① 事業費用 ② については、内部取引分(10,987千円)を含めた金額となっています。

(1) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準

① 共通管理費等

○ 共通管理費、事業外収益・費用の共通分、特別利益・損失の共通分

「(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+共通管理費配賦前の事業損益割)÷3」

② 営農指導事業

「(均等割+事業総利益割)÷2」

(2) 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

	信 事	用 業	共 事	済 業	農 業	関 連 業	生活その他 業	営 指 導	農 業	計
共通管理費等		24.62%		19.90%		34.80%	18.32%		2.36%	100.00%
営農指導事業		27.00%		26.30%		29.20%	17.50%			100.00%

会計監査人の監査

2025年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円, 口, %)

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益(事業収益)	5,116	4,384	4,064	3,510	3,675
信用事業収益	476	447	452	504	642
共済事業収益	560	535	523	501	490
農業関連事業収益	3,059	2,549	2,256	1,516	1,832
生活その他事業収益	1,010	841	819	987	702
営農指導事業収入	11	11	13	13	8
経常利益	170	120	210	178	296
当期剰余金	128	85	151	142	205
出資金 (出資口数)	1,720 (1,719,959)	1,700 (1,699,846)	1,678 (1,677,827)	1,659 (1,658,847)	1,627 (1,627,143)
純資産額	5,056	4,964	5,030	4,896	4,753
総資産額	68,437	68,881	69,025	69,571	71,755
貯金等残高	61,198	61,738	61,848	63,129	65,402
貸出金残高	16,292	16,462	18,001	18,068	19,440
有価証券残高	2,031	2,435	2,980	3,354	3,187
剰余金配当金額	25	33	39	46	58
出資配当額	25	33	17	16	33
事業利用分量配当額	0	0	23	29	25
職員数	159	146	136	123	133
単体自己資本比率	16.45%	17.95%	18.74%	18.42%	18.20%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。
5. 令和5年度経常収益は、内部取引分(29,155千円)を控除した金額となっています。

2. 利益総括表

(単位:百万円,%)

項 目	6年度	7年度	増 減
資金運用収支	435	482	△ 47
役務取引等収支	21	22	△ 1
その他信用事業収支	△ 19	△ 23	4
信用事業粗利益	436	482	△ 46
(信用事業粗利益率)	(0.72)	(0.78)	△0.06
事業粗利益	1,586	1,644	△ 58
(事業粗利益率)	(2.30)	(2.67)	△0.37
事業純益	153	201	△ 48
実質事業純益	161	201	△ 40
コア事業純益	161	201	△ 40
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	161	201	△ 40

※注：平成13年度総資産額からは貸倒引当金が控除されています。

注：信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

注：事業粗利益率＝事業総利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

注：事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

注：実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

注：コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益（※）

※P/L「信用事業収益」「その他事業直接収益」の内訳科目である「国債等債券売却益」、「国債等債券償還益」、P/L「信用事業費用」「その他事業直接費用」の内訳科目である「国債等債券売却損」、「国債等債券償還損」、「国債等債券償却」を指す。

注：コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益（※）

※P/L「信用事業収益」「資金運用収益」「有価証券利息」の内訳科目である「有価証券利息配当金」に計上されるものに限る。

注：令和2年12月23日付農林水産省経営局金融調整課組合金融グループ事務連絡文書「『コア事業純益』等の定義について」に基づき計算する。

3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円，％）

項 目	6年度			7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	60,347	458	0.76	60,926	601	0.99
うち預金	38,608	240	0.62	37,749	330	0.87
うち有価証券	3,600	23	0.63	3,891	25	0.64
うち貸出金	18,140	196	1.08	19,286	246	1.28
資金調達勘定	62,283	30	0.05	63,136	120	0.19
うち貯金・定期積金	62,009	30	0.05	63,135	120	0.19
うち借入金	275	0	0	1	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.35	-	-	0.30

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの「預金奨励金」、「特別配当金」、「特別措置としての特別配当金」が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	6 年 度 増 減 額	7 年 度 増 減 額
受 取 利 息	36	138
うち預金	37	90
うち有価証券	6	3
うち貸出金	△ 7	45
支 払 利 息	23	90
うち貯金・定期積金	23	90
うち借入金	0	0
差 引	12	48

（注）1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの「預金奨励金」、「特別配当金」、「特別措置としての特別配当金」が含まれています。

事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
流動性貯金	31,812 (51.5)	36,147 (56.8)	4,335
定期性貯金	29,884 (48.4)	27,421 (43.1)	△ 2,463
その他の貯金	42 (0.1)	57 (0.1)	15
計	61,738 (100.0)	63,625 (100.0)	1,887
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合 計	61,738 (100.0)	63,625 (100.0)	1,887

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期性貯金残高

(単位: 百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
定期貯金	26,947 (100.0)	27,606 (100.0)	659
うち固定金利定期	26,947 (100.0)	27,606 (100.0)	659
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
手形貸付	9 (0.1)	0 (0.0)	△ 9
証書貸付	15,349 (99.2)	15,856 (99.3)	507
当座貸越	119 (0.8)	112 (0.7)	△ 6
割引手形	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合 計	15,477 (100.0)	15,969 (100.0)	492

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
固定金利貸出	10,622 (61.7)	10,259 (54.8)	△ 363
変動金利貸出	6,581 (38.3)	8,470 (45.2)	1,889
合 計	17,203 (100.0)	18,729 (100.0)	1,526

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	194	177	△ 17
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	6	6	0
その他担保物	128	103	△ 25
小 計	330	287	△ 43
農業信用基金協会保証	7,275	8,266	991
その他保証	5,343	5,118	△ 225
小 計	12,618	13,384	766
信 用	5,119	5,767	648
合 計	18,068	19,439	1,371

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小 計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
設備資金	15,040 (83.2)	15,576 (80.1)	536
運転資金	3,024 (16.7)	3,863 (19.9)	839
合 計	18,068 (100.0)	19,439 (100.0)	1,371

(注) () 内は構成比です

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位: 百万円, %)

種 類	6年度	7年度	増 減
農業	1,141 (6.3)	179 (25.2)	△ 962
林業	70 (0.4)	0 (0.0)	△ 70
水産業	14 (0.1)	12 (1.7)	△ 2
製造業	1,856 (10.3)	9 (1.3)	△ 1,847
鉱業	3 (0.0)	1 (0.1)	△ 2
建設・不動産業	311 (1.7)	3 (0.4)	△ 308
電気・ガス・熱供給水道業	102 (0.6)	1 (0.1)	△ 101
運輸・通信業	263 (1.5)	9 (1.3)	△ 254
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,116 (6.2)	0 (0.0)	△ 1,116
金融・保険業	2,652 (14.7)	0 (0.0)	△ 2,652
地方公共団体	1,612 (8.9)	12 (1.7)	△ 1,600
非営利法人	8,809 (48.8)	0 (0.0)	△ 8,809
その他	111 (0.6)	484 (68.2)	373
合 計	18,068 (100.0)	710 (100.0)	△ 17,358

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位: 百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
農業	1,141	1,076	△ 65
穀作	128	119	△ 9
野菜・園芸	131	128	△ 3
果樹・樹園農業	0	0	0
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	137	119	△ 18
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他	745	710	△ 35
合 計	1,141	1,076	△ 65

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
プロパー資金	774	824	50
農業制度資金	251	253	2
農業近代化資金	230	237	7
その他制度資金	21	15	△ 6
合 計	1025	1329	304

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7年度	123	8	33	82	123
	6年度	135	12	34	89	135
危険債権	7年度	138	45	51	42	138
	6年度	137	49	35	52	137
要管理債権	7年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	7年度	0	0	0	0
		6年度	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	7年度	0	0	0	0
		6年度	0	0	0	0
小計	7年度	261	53	84	124	261
	6年度	272	62	69	141	273
正常債権	7年度	19,178				
	6年度	17,814				
合計	7年度	19,439				
	6年度	18,086				

(注) 1. 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	6年度					7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般 貸倒引当金	10	8	-	10	8	8	3	-	8	3
個別 貸倒引当金	182	171	-	182	171	171	149	-	171	149
合 計	192	179	-	192	179	179	152	-	179	152

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	6年度	7年度
貸出金償却額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件, 千円)

種 類		6年度		7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	21,141	109,303	21,118	108,994
	金 額	10,480	21,377	10,661	21,951
代金取立為替	件 数	0	-	0	-
	金 額	0	-	0	-
雑為替	件 数	1,223	1,498	1,306	576
	金 額	638	123	754	86
合 計	件 数	22,364	110,801	22,424	109,570
	金 額	11,118	21,500	11,415	22,037

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
国 債	2,595	2,354	△ 241
地 方 債	561	535	△ 26
政府保証債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
短 期 社 債	0	0	0
社 債	199	298	99
株 式	0	0	0
その他の証券	0	0	0
合 計	3,355	3,187	△ 168

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
6 年 度	国 債	0	0	0	0	0	2,349	0	2,349
	地 方 債	0	0	0	0	0	86	0	86
	政 府 保 証 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短 期 社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	2,435	0	2,435
7 年 度	国 債	0	0	0	0	199	2,496	0	2,695
	地 方 債	0	0	0	0	199	86	0	285
	政 府 保 証 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短 期 社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	398	2,582	0	2,980

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位:百万円)

	種類	6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債						
	地 方 債						
	小 計						
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	2,595	3,090	△ 495	2,354	3,091	△ 737
	地 方 債	561	599	△ 38	535	599	△ 64
	小 計	199	200	△ 1	298	300	△ 1
合 計		3,354	3,888	△ 534	3,187	3,989	△ 803

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ 金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度
投資信託残高	18	16

② 残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	6年度	7年度
残高有り投資信託 口座数	37	51

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		6年度		7年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終 身 共 済	2,059	66,278	1,793	63,642
	定 期 生 命 共 済	348	1,921	32	1,868
	養 老 生 命 共 済	318	30,207	323	26,192
	こ ど も 共 済	107	14,154	165	12,945
	医 療 共 済	14	732	2	657
	が ん 共 済	-	328	-	274
	定 期 医 療 共 済	-	181	-	179
	介 護 共 済	279	1,515	202	1,666
建物系	年 金 共 済	-	10	-	10
	建 物 更 生 共 済	5,329	128,799	4,334	127,296
合 計		8,348	229,970	6,685	221,784

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		6年度		7年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		91	24,943	35	21,214
		98,741	590,812	82,547	681,256
が ん 共 済		305	7,940	15	6,290
定 期 医 療 共 済		-	409	-	389
合 計		396	33,292	50	27,893
		98,741	590,812	115,268	722,916

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	6年度		7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	364	2,116	319	2,363
認 知 症 共 済	8	224	-	209
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	23	241	1	218
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	17	88	-	84
特 定 重 度 疾 病 共 済	23	537	18	532
合 計	434	3,206	338	3,406

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	6年度		7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	41	1,097	23	1,034
年 金 開 始 後	-	534	-	557
合 計	41	1,631	23	1,591

注:金額は、年金金額(利率変動型年金にあたっては最低保証年金額)について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	6年度		7年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	12,227	17	12,045	17
自 動 車 共 済		590		591
傷 害 共 済	48,852	3	49,870	3
団 体 定 期 生 命 共 済				
定 額 定 期 生 命 共 済				
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		83		84
合 計		694		696

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	6年度		7年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
肥 料	305	59	318	65
飼 料	270	22	214	18
素 畜 ・ 種 苗	150	20	159	24
農 機	36	2	20	1
自 動 車	0	0	0	0
農 薬	256	49	275	55
燃 料	570	100	500	88
そ の 他 生 産 資 材	247	36	361	48
合 計	1,835	289	1,847	300

注：供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売品取扱実績

① 受託販売品

（単位：百万円）

種 類	6年度		7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	1,583	85	2,560	80
麦	0	0	0	
豆 ・ 雑 穀	4	0	3	0
野 菜	893	27	893	27
果 実	298	9	314	9
特 産	30	1	24	0
畜 産	1,173	13	1,136	12
そ の 他	0	0	0	0
合 計	3,982	134	4,930	128

注：取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

（単位：百万円）

種 類	6年度		7年度	
	販売高	粗利益	販売高	粗利益
米	166	33	134	30
そ の 他	57	36	27	15
合 計	223	68	161	45

注：販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		6年度	7年度
収 益	保 管 料	44	35
	荷 役 料	0	0
	そ の 他	0	0
	計	44	35
費 用	倉 庫 材 料 費	0	0
	倉 庫 労 務 費	0	0
	そ の 他 の 費 用	2	1
	計	2	1

(4) 利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	6年度		7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
そ の 他 育 苗	5	△ 2	5	△ 2
ラ イ ス セ ン タ ー	45	3	43	43
カントリーエレベータ	24	6	22	0
種 子 セ ン タ ー	11	6	10	5
自 動 梱 包 ラ イ ン	3	3	2	2
予 冷 料	2	2	2	2
農 業 機 械 利 用	5	0	6	0
W C S	27	2	20	0
精 米 セ ン タ ー	1	0	1	0
農 業 受 委 託	0	0	0	0
そ の 他	213	86	223	90
合 計	336	106	334	140

(5) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	6年度		7年度	
	取扱高	粗収益	取扱高	粗収益
加 工 事 業	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位: 百万円)

種 類	6年度		7年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
米	21	2	21	1
一 般 食 品	94	5	60	4
衣 料 品	6	1	5	1
耐 久 消 費 財	17	2	12	2
日 用 保 健 雑 貨	30	3	28	3
家 庭 燃 料	110	41	109	41
そ の 他 生 活 資 材	28	2	39	2
合 計	305	56	274	54

注: 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 利用事業（生活関連）取扱実績

(単位: 百万円)

種 類	6年度		7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
コ イ ン 精 米	2	2	2	2
そ の 他 事 業	197	86	210	92
合 計	200	88	212	94

(3) 福祉事業取扱実績

● 延べ利用者数

(単位: 件)

	6年度	7年度
居 宅 介 護 支 援 事 業	882	875
訪 問 介 護 事 業	834	690
福 祉 用 具 貸 与 事 業	2,823	2,705
合 計	4,539	4,270

● 収 支 実 績

(単位: 百万円)

	6年度	7年度
収 益	96	89
費 用	45	42
差 引	5	47

5. 指導事業

(単位:百万円)

項 目		6年度	7年度
収入	賦 課 金	0	0
	指 導 事 業 補 助 金	1	1
	実 費 収 入	12	7
	計	13	8
支出	営 農 改 善 費	18	17
	生 活 文 化 費	13	3
	教 育 情 報 費	0	0
	計	31	2
差引		△ 18	6

経営諸指標

1. 利 益 率

(単位: %)

項 目	6年度	7年度	増 減
総資産経常利益率	0.26	0.41	0.15
資本経常利益率	3.64	6.22	2.58
総資産当期純利益率	0.20	0.29	0.09
資本当期純利益率	2.90	4.32	1.42

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		6年度	7年度	増 減
貯貸率	期 末	28.62	29.72	1.10
	期中平均	29.25	30.32	1.07
貯証率	期 末	5.31	4.87	△ 0.44
	期中平均	5.81	6.12	0.31

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本比率の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	7年度		6年度	
＜コア資本に係る基礎項目＞				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	5,331,491		5,212,845	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,628,296		1,659,999	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	3,779,887		3,620,134	
うち、外部流出予定額（△）	△ 55,521		△ 45,534	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21,171		△ 21,754	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,457		8,297	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,457		8,297	
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	5,334,948		5,221,143	
＜コア資本に係る調整項目＞				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10,129		11,252	
うち、のれんに係るものの額	10,129		11,252	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0		0	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0		0	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0		0	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0		0	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	0		0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0		0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0		0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0		0	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	0		0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0		0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0		0	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0		0	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	10,129		11,252	

項目	7年度		6年度	
＜自己資本＞				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,324,819		5,209,890	
＜リスク・アセット等＞				
信用リスク・アセットの額の合計額	28,366,475		25,167,441	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入させるものの額の合計額	0		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0		0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額				
うち、上記以外に該当するものの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	0			
勘定間の振替分	0			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	876,180		3,104,595	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
フロア調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	29,242,655		28,272,037	
＜自己資本比率＞				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.20%		18.42%	
(注)				
1. 「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。				

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現 金	502,527	0	20,101
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,096,399	0	123,856
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,015,624	0	80,625
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	83,989	16,798	3,360
	我が国の政府関係機関向け	0	0	0
	地方三公社向け	0	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	43,644,817		1,745,793
	法人等向け	362,509	122,576	14,500
	中小企業等向け及び個人向け	5,996,200	2,228,810	239,848
	抵当権付住宅ローン			0
	不動産取得等事業向け	235,444	0	9,418
	三月以上延滞等	114,095	115,288	4,564
	取立未済手形	25,088	5,018	1,004
	信用保証協会等による保証付	8,270,455	812,218	330,818
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0
	出資等		29,825	0
	（うち出資等のエクスポージャー）		29,825	0
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
	上記以外	8,086,565		323,463
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,085,819	12,714,549	203,433

(うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)			0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,000,746	2,970,921	120,030
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	0	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	72,433,711	28,356,310	2,897,348
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	876,179,700	35,047,188	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	29,242,655,011	1,169,706,200	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

7. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基

業務報告書

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (7) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高
（単位：千円）

		6年度				7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	188,827	188,827	-	-	165,754	165,754	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	14,002	14,002	-	-	12,002	12,002	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	199,796	-	199,796	-	299,916	-	299,916	-
	金融・保険業	40,484,565	40,484,565	-	-	41,148,614	41,148,614	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	5,314,996	1,619,772	3,695,223	66	5,190,487	1,494,276	3,696,211	66
	上記以外	1,351,323	1,351,323	-	60	1,167,124	1,167,124	-	61
	個 人	13,170,956	13,170,956	-	159,972	13,869,163	13,869,163	-	194,567
その他		9,388,509	9,388,509	-	-	10,603,162	10,603,162	-	-
業種別残高計		70,112,974	66,417,955	3,895,019	160,098	72,456,221	68,460,094	3,996,127	194,693
	1年以下	38,868,617	38,868,617	-		34,962,908	34,962,908	-	
	1年超3年以下	633,535	533,778	99,757		700,809	500,968	199,841	
	3年超5年以下	954,568	754,345	200,223		1,020,033	819,640	200,392	
	5年超7年以下	659,303	659,303	-		651,607	651,607	-	
	7年超10年以下	1,650,202	952,730	697,472		2,525,339	1,827,405	697,934	
	10年超	17,627,841	14,730,274	2,897,567		18,196,989	15,299,030	2,897,960	
	期限の定めのないもの	9,718,908	9,718,908	-		14,398,537	14,398,537	-	
	残存期間別残高計	70,112,974	66,217,955	3,895,019		72,456,221	68,460,094	3,996,127	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。なお、前年度は「三月以上延滞エクスポージャー」に外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことを言います。①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

5. J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

	6年度					7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10,252	8,297	-	10,252	8,297	8,297	3,457	-	8,297	3,457
個別貸倒引当金	181,570	171,165	-	181,570	171,165	171,165	149,114	198	170,967	149,114

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

業種別

		6年度						7年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
業種別	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	181,570	171,165	-	181,570	171,165	-	171,165	149,114	198	170,967	149,114	-
	業種別計	181,570	171,165	-	181,570	171,165	-	171,165	149,114	198	170,967	149,114	-

(注) 当JAでは、国内の限定されたエリアで事業活動をおこなっているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		7年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスクウェイト 0%			
	リスクウェイト 2%			
	リスクウェイト 4%			
	リスクウェイト 10%			
	リスクウェイト 20%		10,010,014	10,010,014
	リスクウェイト 30%		300,000	300,000
	リスクウェイト 35%		1,204	1,204
	リスクウェイト 40%		801,497	801,497
	リスクウェイト 50%		9,721	9,721
	リスクウェイト 75%		1,058,767	1,058,767
	リスクウェイト 100%		3,946,390	3,946,390
	リスクウェイト 150%		101,364	101,364
	リスクウェイト 250%		12,744,374	12,744,374
リスクウェイト1250%				
計			28,973,331	28,973,331

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によるリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A- または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	6 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け		
法人等向け	120,002	
中小企業等向け及び個人向け	33,999	804,865
抵当権住宅ローン		1,021,387
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
上記以外		2,386,030
合計	154,001	4,212,282

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

	7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	27,879	1,064,973	
自己居住用不動産等向け		6,018	
賃貸用不動産向け			

事業用不動産関連向け	80,001		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,006	17,334	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外	26,025	2,894,498	
合計	138,911	3,982,823	

（注）

１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に〇〇が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

（補足説明）

- 定性的開示項目における「CVAリスクに関する事項」に対応した内容。
 - 「簡便法」を適用する場合の記載例となる。簡便法以外を適用する場合は、金融庁・農水省自己資本開示告示を参照。
- ※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第6の2号イ、ロ関係

8. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

(※以下、JAの具体的なリスク管理の方針、手続および体制の概要等を記載)

(※マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合)

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(補足説明)

- 定性的開示項目における「マーケット・リスクに関する事項（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）」に対応した内容。
- 記載例は、マーケット・リスク相当額に係る額を算入とする場合であり、以下の事項について記載する。（以下は内部モデル方式を用いない場合の記載例であり、内部モデル方式を用いる場合は、適宜開示項目を追加）
 - a リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）
 - (a) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
 - (b) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）
 - (c) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
 - ・当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
 - ・当該振替の理由
 - (d) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
 - B 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

※トレーディング勘定がない場合は、(b)・(c)、内部取引担当デスクを用いていない場合は、(d)について記載不要

- マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合は、「当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。」と記載。

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第6の3号イ、ロ関係

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

(補足説明)

- 定性的開示項目における「オペレーショナル・リスクに関する事項」に対応した内容。
- リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢を記載する。
- 開示対象が2事業年度であるため、前年度から変更があれば変更内容について記載する。
- バーゼルⅢ最終化告示で当該リスクに関する事項としてBIおよびILMの算出方法等の開示を受け、追加。
- 記載例におけるILMの算出方法については、ILM＝「1」を使用することを前提

としている。なお、I L Mを算出している組合については、以下告示を参考に必要事項を記載する。

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第7号関係

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	6 年度		7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283
合 計	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

6 年度			7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	534, 167		

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップのヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.243年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮して

いません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券が増えたことにより金利リスク量が増加したことによるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	339	563	39	39
2	下方パラレルシフト		$\Delta 714$		0
3	スティープ化	469	649		
4	フラット化		$\Delta 516$		
5	短期金利上昇		$\Delta 84$		
6	短期金利低下	118	110		
7	最大値	469	649	39	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,347		5067	

対象債権	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信	
	貸出金	その他の 債権	貸出金	その他の 債権
	破綻先		破産更正債権及びこれらに 準ずる債権	
	実質破綻先		危険債権	
	破綻懸念先		要管理債権	
	要 注 意 先	要管理先	正常債権	
		その他要注意先		
	正常先			

●破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
●実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
●破綻懸念先	現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
●要管理先	要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者 - i 三月以上延滞債権 - ii 貸出条件緩和債権 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している以上延滞している貸出債権
●破綻先債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
●延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び延滞債権を除く
●三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
●貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

連結情報

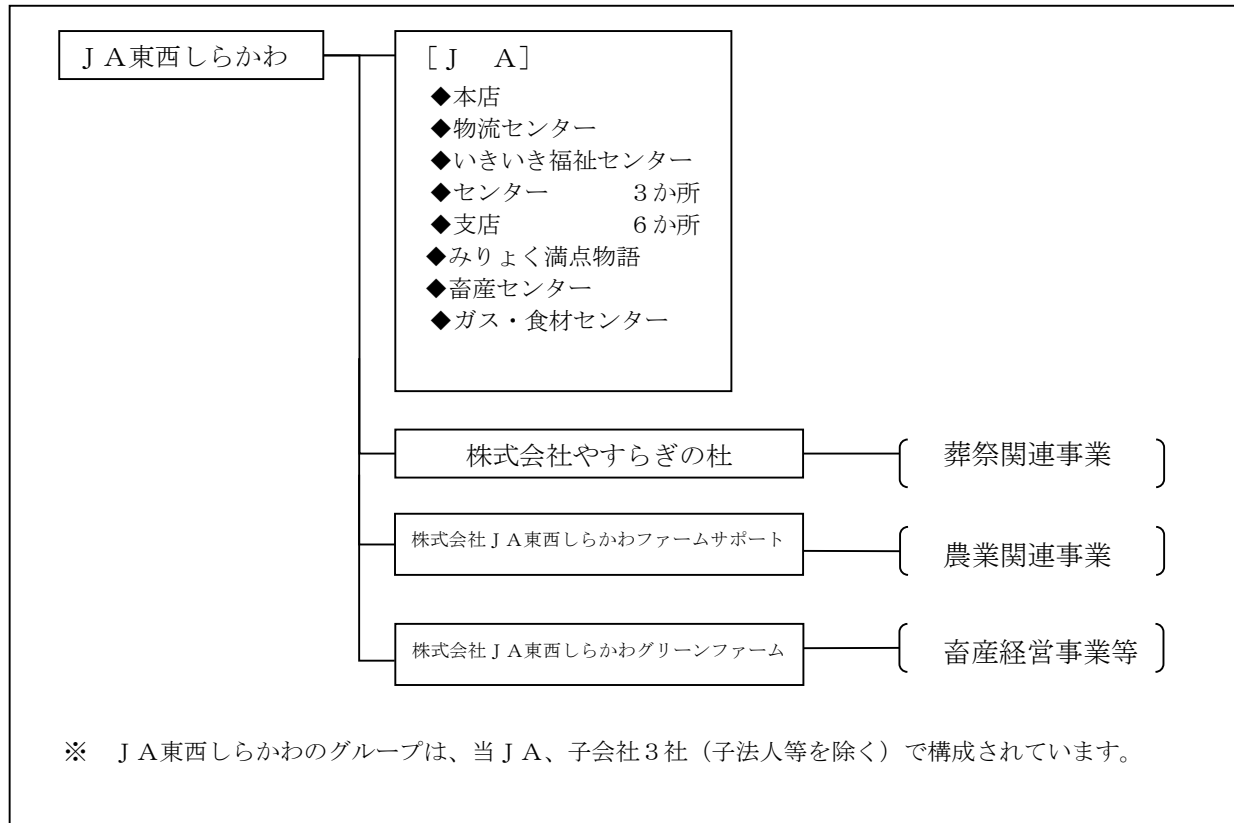
令和7年3月1日～令和8年2月28日

Disclosure

連 結 情 報

グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社やすらぎの杜
主たる事務所の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字塚原字上野越 91 番地 6
事業の内容	葬祭業等
設立年月日	平成 20 年 1 月 15 日
資本金	20,000 千円
当JAの議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	0%

名 称	株式会社JA東西しらかわファームサポート
主たる事務所の所在地	福島県白河市表郷金山字越堀 122 番地 1
事業の内容	農業関連事業等
設立年月日	平成 21 年 3 月 6 日
資本金	10,000 千円
当JAの議決権比率	98%
他の子会社等の議決権比率	0%

名 称	株式会社 J A 東西しらかわグリーンファーム
主たる事務所の所在地	福島県東白川郡塙町大字湯岐字羽原谷地 133 番地 2
事 業 の 内 容	畜産経営事業等
設 立 年 月 日	平成 27 年 4 月 3 日
資 本 金	40,000 千円
当 J A の議決権比率	51%
他の子会社等の議決権比率	0%

(3) 連結事業概況（7 年度）

令和 6 年度の連結事業の概況は、地域農業の振興を担うべく設立した農業生産法人「株式会社 J A 東西しらかわファームサポート」と総合葬祭業を営む「株式会社やすらぎの杜」さらには畜産振興を目的に設立した「株式会社 J A 東西しらかわグリーンファーム」の 3 社を連結しています。

連結決算の損益は、連結事業利益 278,340 千円、連結経常利益 310,619 千円で、連結当期純利益は 211,691 千円となりました。

連結子会社等の事業概況

◆株式会社やすらぎの杜

令和 7 年度は、安心と信頼、真心込めた葬儀対応、利用者の多様化した要望に迅速な対応と社員の葬儀手法の向上、管理費の抑制を図り事業展開を行って来ました。当管内の全体的な施行件数（R6＝649 件／R7＝629 件）は 20 件減少しました。当社施行件数は 150 件で計画比 93.8%、前年比は 100.7%でした。管内シェアは 23.8%と前年より 0.8 ポイントプラスとなりました。

その結果、取扱売上高は 264,775 千円で計画比 104% 前年比 113%で売上総利益は 123,488 千円で計画比 108%、前年比 116%となり、当期純損失は 6,239 千円となりました。

◆株式会社 J A 東西しらかわファームサポート

令和 7 年度は、作業受託事業の稲 W C S 飼料用米の刈り取り、共乾施設への運搬が作付け減少により計画を下回りました。また、水稻育苗についても取扱数量が減少しました。

栽培面では本年度より飼料用米から一般米へ転換、稲 W C S はここ数年の堆肥散布により地力が増した影響もあり単収が伸びました。

大豆については作付面積は、計画を上回りましたが、不安定な天候等の影響により収穫数量は減少しました。

シャインマスカットは高温障害等があり、粒も小出来であったものの、収穫量、販売額ともほぼ計画通りとなりました。また、栽培者の講習会の会場として使用するなど地域貢献に取り組みました。この様に当社は、JA 利用事業の実践組織としてまた、農地保有適格法人として事業に取り組んでまいりました。

事業別の取扱高では、水稻育苗事業計画 33,000 箱に対し、実績 32,219 箱、計画比 98%、金額は計画 27,000 千円に対し、実績 27,373 千円で計画比 101%、稲 W C S や飼料用米刈取等の作業受託事業は計画 30,280 千円に対し、実績 24,218 千円で 80%、農産物販売高計画 20,730 千円に対し、実績 26,951 千円で 130%、事業全体では計画 78,010 千円に対し実績 78,542 千円で 101%の実績となりました。

更に、水田活用交付金等の事業外の収益 7,947 千円（計画 5,384 千円）を加え、税引前当期純利益は計画 124 千円に対し、実績 2,087 千円で、法人税等差引後の当期純利益は 1,126 千円となりました。

◆株式会社 J A 東西しらかわグリーンファーム

令和 7 年度販売実績は、和牛子牛出荷 71 頭、販売高 44,593 千円（税別）平均 628 千円、前年対比 128%となり、福島県平均価格を上回る高値での販売がされました。

これには、全国的な和牛繁殖生産者の減少による供給不足が一つの要因となっていることから、今後も不安定な相場になることが考えられます。その中で、令和 6 年、7 年に行った当社主催の「経営改善プロジェクト会議」で各方面の方々から助言を頂いたことが、子牛 1 日当たりの増体量を増やすアイデアの取得にもなりました。販売高増加が仕事に挑む意識、行動に良い影響となり、社員のモチベーション向上を促す良い機会となりました。

(4) 最近 5 年間の連結ベースの主要な営業指標

(単位: 百万円)

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経 常 収 益 (事 業 収 益)	5,552	4,709	4,395	3,796	4,000
信 用 事 業 収 益	476	447	452	504	641
共 済 事 業 収 益	560	535	523	501	490
農 業 関 連 事 業 収 益	2,317	2,006	1,815	1,141	1,156
生 活 そ の 他 事 業 収 益	2,188	1,710	1,592	1,637	1,704
営 農 指 導 事 業 収 入	11	11	13	13	8
連 結 経 常 利 益	179	131	222	174	311
連 結 当 期 剰 余 金	123	80	156	137	212
連 結 純 資 産 額	5,129	5,041	5,113	4,975	4,840
連 結 総 資 産 額	68,384	68,857	68,981	69,532	71,730
連 結 自 己 資 本 比 率	16.98%	18.23%	19.05%	18.72%	18.55%

- (注) 1. 平成 21 年度以降は、(株)やすらぎの杜、(株) J A 東西しらかわファームサポートの 2 社を、平成 27 年度以降は(株)グリーンファームを追加した 3 社を連結しています。
2. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
3. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
4. 信託業務の取り扱いはありません。

連結貸借対照表

(単位:千円)

(資産の部)			(負債の部)		
科 目	6年度 金 額	7年度 金 額	科 目	6年度 金 額	7年度 金 額
1. 信用事業資産	60,520,831	61,462,576	1. 信用事業負債	63,326,493	65,705,415
(1) 現金	489,115	503,715	(1) 貯金	62,961,869	65,227,959
(2) 預金	38,553,533	38,149,083	(2) 借入金	1,764	0
(3) 有価証券	3,354,260	3,186,540	(3) その他の信用事業負債	362,860	477,456
(4) 貸出金	17,994,975	19,373,920	未払費用	12,981	42,382
(5) その他の信用事業資産	277,970	378,323	その他の負債	349,878	435,073
未収収益	260,460	350,971	(4) 債務保証	0	0
その他の資産	17,511	27,352			
(6) 債務保証見返	0	0	2. 共済事業負債	405,603	335,566
(7) 貸倒引当金	△ 149,022	△ 129,005	(1) 共済借入金	0	0
			(2) 共済資金	258,523	191,276
2. 共済事業資産	1,091	973	(3) 共済未払利息	0	0
(1) 共済貸付金	0	0	(4) 未経過共済付加収入	144,230	141,858
(2) 共済未収利息	0	0	(5) 共済未払費用	2,776	2,432
(3) その他の共済事業資産	1,091	973	(6) その他の共済事業負債	74	0
(4) 貸倒引当金	0	0			
			3. 経済事業負債	340,306	334,855
3. 経済事業資産	2,507,906	3,313,530	(1) 経済事業未払金	247,242	261,302
(1) 経済事業未収金	400,061	405,227	(2) 経済受託債務	79,064	58,197
(2) 経済受託債権	1,761,530	2,519,912	(3) その他の経済事業負債	14,000	15,356
(3) 棚卸資産	327,980	351,334			
(4) その他の経済事業資産	34,105	47,814	4. 設備借入金	0	0
(5) 貸倒引当金	△ 15,770	△ 10,757			
			5. 雑負債	208,668	243,177
4. 雑資産	279,766	275,510			
			6. 諸引当金	231,269	225,246
5. 固定資産	1,837,697	2,296,409	(1) 賞与引当金	50,482	48,321
(1) 有形固定資産	1,826,445	2,286,281	(2) 退職給付引当金	150,329	141,109
減価償却資産	4,350,218	4,931,264	(3) その他引当金	30,459	35,818
減価償却累計(控除)	△ 3,243,005	△ 3,354,275			
土地	718,231	709,291	7. 再評価に係る繰延税金負	44,193	45,242
建設仮勘定	1,000	0			
(2) 無形固定資産	11,253	10,129	8. 連結調整勘定	0	0
6. 外部出資	4,200,541	4,200,526	負債の部合計	64,556,532	66,889,501
(1) 外部出資	4,200,541	4,200,526			
(2) 外部出資等損失引当金	0	0	(純資産の部)		
7. 繰延税金資産	184,075	180,708	1. 組合員資本	5,301,668	5,459,311
			(1) 出資金	1,658,847	1,627,143
8. 繰延資産	0		(2) 資本準備金	1,153	1,153
			(3) 利益剰余金	3,673,477	3,862,253
			利益準備金	1,369,000	1,409,000
			目的積立金	1,371,376	1,418,757
			特別積立金	595,258	595,258
			当期末処分剰余金	337,844	439,239
			(4) 処分未済持分	△ 21,754	△ 21,171
			(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 10,055	△ 10,067
			2. 評価・換算差額等	△ 362,506	△ 634,357
			(1) その他有価証券評価差額	△ 433,251	△ 703,937
			(2) 土地評価差額金	70,745	69,580
			3. 少数株主持分	36,214	15,779
資産の部合計	68,985,062	71,730,232	純資産の部合計	4,975,376	4,840,731
			負債及び純資産の部合計	69,531,908	71,730,232

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	7年度	科 目	6年度	7年度
1. 事業総利益	1,694,720	1,780,493	(11) 加工事業収益	0	0
(1) 信用事業収益	504,440	641,225	(12) 加工事業費用	0	0
資金運用収益	464,379	600,500	加工事業総利益	0	0
(うち預金利息)	239,923	329,867	(13) 利用事業収益	645,718	707,855
(うち有価証券利息)	22,689	25,412	(14) 利用事業費用	394,879	421,118
(うち貸出金利息)	201,766	245,220	利用事業総利益	250,839	286,738
(うちその他受入利息)	0	0	(15) 指導事業収入	13,226	8,053
役務取引等収益	30,757	32,268	(16) 指導事業支出	27,163	17,017
その他事業直接収益	△ 54	△ 73	指導事業収支差額	△ 13,937	△ 8,964
その他経常収益	9,358	8,531	(17) その他事業収益	67,871	63,191
(2) 信用事業費用	68,099	160,393	(18) その他事業費用	17,269	15,896
資金調達費用	29,707	119,453	その他事業総利益	50,602	47,295
(うち貯金利息)	29,436	119,125	2. 事業管理費	1,539,848	1,502,154
(うち給付補填備金繰入)	271	328	(1) 人件費	1,007,793	975,799
(うち借入金利息)	0	0	(2) 業務費	153,927	135,863
役務取引等費用	9,797	9,781	(3) 諸税負担金	54,663	53,029
その他事業直接費用	0	0	(4) 施設費	316,804	326,665
その他経常費用	28,596	31,159	(5) その他事業管理費	6,661	10,798
(うち貸倒引当金繰入額)	△ 16,335	△ 19,820	事業利益	154,872	278,340
(うち貸倒金償却)	0	0	3. 事業外収益	57,284	54,250
信用事業総利益	436,340	480,832	(1) 受取雑利息	988	1,213
(3) 共済事業収益	501,076	490,378	(2) 受取出資配当金	9,190	9,191
共済付加収入	472,108	457,613	(3) 賃貸料	2,004	2,231
共済貸付金利息	0	0	(4) 雑収入	45,103	41,617
共済奨励金	9,008	11,850	(5) 貸倒引当金戻入	0	0
共済配当金	17,111	19,113	(6) 持分法による投資益	0	0
その他の収益	2,849	1,803	4. 事業外費用	38,546	21,970
(4) 共済事業費用	34,762	36,534	(1) 支払雑利息	1,049	0
共済借入金利息	0	0	(2) 貸倒損失	0	0
共済推進費	11,079	12,054	(3) 寄付金	868	887
共済保全費	14,469	14,490	(4) 雑損失	38,987	23,052
その他の費用	9,214	9,989	(5) 貸倒引当金繰入額	-2,358	-1,969
共済事業総利益	466,314	453,845	経常利益	173,610	310,619
(5) 購買事業収益	1,637,259	1,704,140	5. 特別利益	26,612	10,167
購買品供給高	1,389,250	1,460,454	(1) 信用事業特別利益	0	0
(うち購買手数料)	233,448	229,930	(2) 固定資産処分益	273	0
修理サービス料	1,979	1,496	(3) 一般補助金	0	0
その他の収益	12,582	12,260	(4) その他の特別利益	26,340	10,167
(6) 購買事業費用	1,370,571	1,421,068	6. 特別損失	22,845	20,780
購買品供給原価	1,322,047	1,393,700	(1) 信用事業特別損失	0	0
購買品供給費	22,705	18,188	(2) 固定資産処分損	1,862	7
その他の費用	25,820	9,181	(3) 固定資産圧縮損	0	1,186
購買事業総利益	266,688	283,072	(4) 減損損失	19,489	19,568
(7) 販売事業収益	383,595	349,849	(5) その他の特別損失	1,493	19
販売品販売高	179,958	134,079	税引前当期利益	177,377	300,006
販売手数料	138,764	130,512	7. 法人税、住民税及び事業税	54,746	84,907
その他の収益	64,874	85,258	8. 法人税等調整額	△ 15,782	1,224
(8) 販売事業費用	187,519	146,349	9. 少数株主利益	△ 1,674	△ 2,184
販売品販売原価	117,936	97,346	10. 当期剰余金	136,737	211,691
販売費	21,513	15,709	11. 当期損失金	0	0
その他の費用	48,070	33,294	12. 前期繰越剰余金	58,448	204,928
販売事業総利益	196,077	203,500	13. 再評価差額金取崩額	5,041	-
(9) 保管事業収益	43,514	35,350	14. 経営安定化積立金取崩額	24,069	22,619
(10) 保管事業費用	1,718	1,174	15. 営農経済事業基盤強化積立金取崩額	-	-
保管事業総利益	41,797	34,177	当期末処分剰余金	337,845	439,240

注：記載の金額は、千円未満の金額を四捨五入して表示しています。よって、各数表上の数字は合計しても合計欄などと一致しない場合があります。

連結キャッシュフロー 計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	7年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	243,701	243,701
減価償却費	125,824	125,824
減損損失	0	0
外部出資等償却	0	0
貸倒引当金の増加額	△ 10,321	△ 25,030
外部出資等損失引当金の増加額	0	0
賞与引当金の増加額	8,706	△ 2,161
退職給付引当金の増加額	△ 7,052	△ 9,220
役員退任給与引当金の増加額	3,330	5,359
信用資金運用収益	△ 465,166	△ 598,564
信用資金調達費用	29,707	119,453
共済貸付金利息	△ 9,008	△ 11,850
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 10,178	△ 10,404
支払雑利息	1,049	0
有価証券関係損益(△)	△ 788	△ 788
固定資産売却損益(△)	1,589	7
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 74,022	△ 1,378,945
預金の純増(△)減	2,970,100	80,000
貯金の純増減(△)	1,288,913	2,266,090
信用事業借入金の純増減(△)	△ 581,764	△ 1,764
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 2,881	△ 100,352
その他の信用事業負債の純増減(△)	5,322	114,596
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	0	0
共済借入金の純増減(△)	0	0
共済資金の純増減(△)	△ 60,528	△ 67,247
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 4,003	△ 2,372
共済未払費用の純増減(△)	△ 1,000	△ 344
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 235	118
その他の共済事業負債の純増減(△)	35	△ 74
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	80,092	△ 5,166
経済受託債権の純増(△)減	△ 836,737	△ 758,382
棚卸資産の純増(△)減	95,349	△ 23,354
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	34,596	14,060
経済事業受託債務の純増減(△)	51,931	△ 20,867
その他の経済事業資産の純増(△)減	2,596	△ 13,709
その他の経済事業負債の純増減(△)	418	1,356
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増(△)減	△ 31,271	4,256
その他の負債の純増減(△)	51,138	2,816
未払消費税等の純増減(△)	△ 131,422	4,951
信用事業資金運用による収入	428,794	598,564
信用事業資金調達による支出	△ 21,597	△ 119,453
共済貸付金利息による収入	9,008	11,850
共済借入金利息による支出	0	0
小計	3,184,215	442,955
雑利息及び出資配当金の受取額	10,178	10,404
雑利息の支払額	△ 1,049	0
法人税等の支払額	△ 44,443	△ 58,165
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,148,901	395,194
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出(△)	△ 1,310,161	△ 1,310,161
有価証券の売却による収入	936,011	936,011
有価証券の償還による収入	△ 285,504	△ 285,504
補助事業の受入による収入	0	1,186
固定資産の取得による支出(△)	△ 139,072	△ 137,072
固定資産の売却による収入	65,289	66,871
外部出資の取得による支出(△)	610,172	△ 610,172
外部出資の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,343,609	△ 1,338,841
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入による収入	0	0
設備借入返済による支出(△)	0	0
出資の増額による収入	59,262	59,262
出資の払戻しによる支出(△)	△ 74,115	△ 78,230
持分の取得による支出(△)	1	△ 9,861
出資配当金の支払額(△)	△ 39,223	△ 32,912
その他	113	101
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 53,962	△ 61,640
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5. 現金及び現金同等物の増加額(A)	1,751,330	△ 1,005,287
6. 現金及び現金同等物の期首残高(B)	2,461,318	4,212,648
7. 現金及び現金同等物の期末残高(C)	4,212,648	3,902,798

連結注記表

令和6年度	令和7年度
I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結される子会社・子法人等 3社 株式会社やすらぎの杜 株式会社J A東西しらかわファームサポート 株式会社J A東西しらかわグリーンファーム 2. 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。 3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用しております。 4. 連結調整勘定の償却 該当事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 ①現金及び現金同等物の資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 ②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 39,042,648千円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 34,830,000千円 現金及び現金同等物 4,212,648千円	1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結される子会社・子法人等 3社 株式会社やすらぎの杜 株式会社J A東西しらかわファームサポート 株式会社J A東西しらかわグリーンファーム 2. 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。 3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用しております。 4. 連結調整勘定の償却 該当事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 ①現金及び現金同等物の資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 ②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 38,652,798千円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 34,750,000千円 現金及び現金同等物 3,902,798千円
II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 子会社株式：移動平均法による原価法 ② その他有価証券 ア. 時価のあるもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） イ. 市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 販売品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により処理しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。	1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 子会社株式：移動平均法による原価法 ② その他有価証券 ア. 時価のあるもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） イ. 市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 販売品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により処理しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

令和6年度	令和7年度
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (2) 販売事業 ①委託販売取引 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②買取販売取引 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は販売品を業者等に取り渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・WCS・ファーマーズマーケット等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 尚、利用事業のうちファーマーズマーケットについては販売事業と同一内容です。 (6) 福祉事業 要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。なお、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法	すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (2) 販売事業 ①委託販売取引 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②買取販売取引 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は販売品を業者等に取り渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 (4) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・WCS・ファーマーズマーケット等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 尚、利用事業のうちファーマーズマーケットについては販売事業と同一内容です。 (5) 福祉事業 要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 (6) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する業務であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。なお、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法

令和 6 年度	令和 7 年度																						
施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米穀共同計算の処理方法 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。 そのうち、米については、販売を当組合又は当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、当組合が事務委託した全国農業協同組合連合会福島県本部がプール計算を行う「ＪＡ共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 177,038千円（繰延税金負債との相殺後） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年2月に作成した中期経営計画及び令和6年度に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,489千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画及び令和6年度に作成した事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額貸倒引当金 179,462千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅳ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産から直接控除した引当金 雑資産から控除されている貸倒引当金の額 15,564千円 2. 有形固定資産に係る圧縮記帳帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 297,655千円であり、その内訳は次のとおりです。 (単位：千円) <table><tr><th>固定資産名</th><th>圧縮累計額</th></tr><tr><td>建物</td><td>173,608</td></tr><tr><td>構築物</td><td>-</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>104,953</td></tr></table>	固定資産名	圧縮累計額	建物	173,608	構築物	-	機械装置	104,953	組合連合会福島県本部がプール計算を行う「ＪＡ共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会福島県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 175,241千円（繰延税金負債との相殺後） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年2月に作成した中期経営計画及び令和7年度に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,568千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画及び令和7年度に作成した事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金152,571千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅳ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産から直接控除した引当金 雑資産から控除されている貸倒引当金の額 13,595千円 2. 有形固定資産に係る圧縮記帳帳額 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 297,655千円であり、その内訳は次のとおりです。 (単位：千円) <table><tr><th>固定資産名</th><th>圧縮累計額</th></tr><tr><td>建物</td><td>173,608</td></tr><tr><td>構築物</td><td>-</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>104,953</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>538</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>18,556</td></tr><tr><td>合計</td><td>297,655</td></tr></table> 3. 担保に供している資産等 為替決済等の取引の担保として定期預金6,500,000千円を差し入れていています。 4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	固定資産名	圧縮累計額	建物	173,608	構築物	-	機械装置	104,953	車両運搬具	538	器具備品	18,556	合計	297,655
固定資産名	圧縮累計額																						
建物	173,608																						
構築物	-																						
機械装置	104,953																						
固定資産名	圧縮累計額																						
建物	173,608																						
構築物	-																						
機械装置	104,953																						
車両運搬具	538																						
器具備品	18,556																						
合計	297,655																						

令和 6 年度

車両運搬具	538
器具備品	18,556
合計	297,655

3. 担保に供している資産等
為替決済等の取引の担保として定期預金6,500,000千円を差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
(1) 子会社等に対する金銭債権の総額 84,405 千円
(2) 子会社等に対する金銭債務の総額 167,172 千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
理事及び監事に対する金銭債権の総額 6,016 千円

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は135,330千円、危険債権額は137,315千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は272,645千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
(1) 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・151,319千円
(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記
1. 子会社等との取引高の総額
(1) 子会社等との取引による収益総額 74,695 千円
うち事業取引高 35,695 千円
うち事業取引以外の取引高 39,000 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額 46,061 千円
うち事業取引高 34,429 千円
うち事業取引以外の取引高 11,632 千円

2. 減損損失に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、購買店舗、給油所、福祉センター、ガス食材センターは施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び物流センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産としています。また、営農センター、農業関連施設及び直売所は組合全体または各地区の共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類
① 埴給油所	営業用店舗	建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯
①営業用店舗
短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額

令和 7 年度

(1) 子会社等に対する金銭債権の総額 77,459 千円
(2) 子会社等に対する金銭債務の総額 175,265 千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
理事及び監事に対する金銭債権の総額 14,822 千円

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は123,385千円、危険債権額は138,068千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は261,453千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
(1) 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・152,262千円
(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記
1. 子会社等との取引高の総額
(1) 子会社等との取引による収益総額 92,681 千円
うち事業取引高 50,635 千円
うち事業取引以外の取引高 42,045 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額 61,988 千円
うち事業取引高 51,412 千円
うち事業取引以外の取引高 10,576 千円

2. 減損損失に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、購買店舗、給油所、福祉センター、ガス食材センターは施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び物流センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産としています。また、営農センター、農業関連施設及び直売所は組合全体または各地区の共用資産としています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類
① 矢吹中央給油所	営業用店舗	土地及び建物ほか

(2) 減損損失の認識に至った経緯
① 営業用店舗
短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
① 矢吹中央給油所 19,568千円(建物 10,294千円、土地 8,940千円、無形固定資産 334千円)
(4) 回収可能価額の算定方法
① 矢吹中央給油所 正味売却可能価額を採用(不動産鑑定評価額)

VI. 金融商品に関する注記
1. 金融商品の状況に関する事項

令和 6 年度

預金	38,553,533	38,493,092	△60,441
有価証券			
その他有価証券	3,354,260	3,354,260	-
貸出金	18,068,157		-
貸倒引当金（※１）	149,022		-
貸倒引当金控除後	17,919,135	17,615,871	△303,264
資産計	59,826,928	59,463,223	△363,705
貯金	63,128,612	63,004,076	△124,536
借入金	1,764	1,757	△7
負債計	63,130,376	63,005,833	△124,543

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

なお、貸出金に含まれる仕組貸出の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額		
外部出資	4,245,283		

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
預金	38,553,533	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	100,000	100,000	100,000	3,600,000
貸出金（※1.2）	1,291,074	1,036,235	998,176	867,186	778,407	13,012,303
合計	39,844,607	1,036,235	1,098,176	967,186	878,407	16,612,303

（※1）貸出金のうち、当座貸越 118,708 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 84,777 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

令和 7 年度

負債計	65,402,328	65,184,533	△217,795
-----	------------	------------	----------

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

なお、貸出金に含まれる仕組貸出の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額		
外部出資	4,245,283		

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
預金	38,149,083	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	100,000	100,000	100,000	100,000	3,600,000
貸出金（※1.2）	1,287,843	1,074,468	954,573	859,846	752,750	14,418,527
合計	39,436,926	1,174,468	1,054,573	959,846	852,750	18,018,527

（※1）貸出金のうち、当座貸越 112,408 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 90,527 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 1,250 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
貯金 ※1	60,334,516	975,823	1,207,467	1,095,572	1,788,949	-
合計	60,334,516	975,823	1,207,467	1,095,572	1,788,949	-

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項等

令和 6 年度							令和 7 年度				
(単位：千円)							有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。				
(1) その他有価証券							その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
貯金 *1	59,724,989	1,059,084	1,071,121	68,282	1,205,135	-	貸借対照表 計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,354,050	3,090,845	△736,795
借入金	1,764	-	-	-	-	-		地方債	534,790	598,680	△63,890
								社債	297,700	299,841	△2,141
合計	59,726,753	1,059,084	1,071,121	68,282	1,205,135	-		合計	3,186,540	3,989,366	△802,826
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。							Ⅶ. 退職給付に関する注記				
Ⅶ. 有価証券に関する注記							Ⅷ. 退職給付に関する注記				
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項等							1. 退職給付制度の概要等				
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。							(1) 採用している退職給付制度の概要				
(1) その他有価証券							職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。				
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。							なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。				
							(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表				
							① 期首における退職給付引当金 130,618 千円				
							② 退職給付費用 38,807 千円				
							③ 退職給付の支払額 △23,449 千円				
							④ 特定退職金共済制度への拠出金 △26,439 千円				
							⑤ 期末における退職給付引当金 119,538 千円				
							(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表				
							① 退職給付債務 513,295 千円				
							② 特定退職金共済制度 △393,758 千円				
							③ 未積立退職給付債務 119,538 千円				
							④ 退職給付引当金 119,538 千円				
							(4) 退職給付に関する損益				
							簡便法で計算した退職給付費用 38,807 千円				
							2. 特例業務負担金の将来見込額				
							人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,776 千円を含めて計上しています。				
							なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、84,786 千円となっています。				
							Ⅸ. 税効果会計に関する注記				
							1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳				
							繰延税金資産				
							貸倒引当金 3,714 千円				
							退職給付引当金 33,995 千円				
							賞与引当金 12,748 千円				
							役員退職慰労引当金 7,086 千円				
							未払費用 7,213 千円				
							減損損失 69,409 千円				
							未払事業税 4,602 千円				
							その他有価証券評価差額金 224,390 千円				
							その他 4,273 千円				
							繰延税金資産小計 367,431 千円				
							評価性引当額 △192,190 千円				
							繰延税金資産合計 175,241 千円				
							2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因				
							法定実効税率 27.23%				
							(調整)				
							交際費等永久に損金に算入されない項目 1.85%				
							受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.44%				
							事業利用分量配当金 △2.19%				
							住民税均等割等 1.54%				
							評価性引当額の増減 △1.01%				
							過年度法人税等戻入額 △1.31%				
							その他 △0.05%				
							税効果会計適用後の法人税の負担率 28.24%				
							3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響				
							「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。				

令和 6 年度	令和 7 年度																																		
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.23%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.10%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△0.69%</td></tr> <tr> <td>事業利用分量配当金</td><td>△4.37%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>2.41%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△3.69%</td></tr> <tr> <td>過年度法人税等戻入額</td><td>△2.87%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.05%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td><td>22.18%</td></tr> </table> 3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.23%から27.95%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3,727千円増加し、その他有価証券評価差額金は2,668千円減少し、法人税等調整額は1,059千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は1,165千円増加し、土地再評価差額は同額減少します。 X. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 XI. その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の埴給油所は設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。 (2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>12,804千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>19,530千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>△12,804千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>19,530千円</td></tr> </table>	法定実効税率	27.23%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.10%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.69%	事業利用分量配当金	△4.37%	住民税均等割等	2.41%	評価性引当額の増減	△3.69%	過年度法人税等戻入額	△2.87%	その他	1.05%	税効果会計適用後の法人税の負担率	22.18%	期首残高	12,804千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	19,530千円	資産除去債務の履行による減少額	△12,804千円	期末残高	19,530千円	これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.23%から27.95%に変更されました。 なお、変更の結果、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3,762千円増加し、その他有価証券評価差額は2,547千円減少し、法人税等調整額は1,215千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は1,165千円増加し、土地再評価差額は同額減少します。 X. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 XI. その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の埴給油所は設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、前事業年度において貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しておりました。 当事業年度において当該原状回復義務を履行したため、資産除去債務の総額が減少しております。 (2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>19,530千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>△19,530千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>-千円</td></tr> </table>	期首残高	19,530千円	資産除去債務の履行による減少額	△19,530千円	期末残高	-千円
法定実効税率	27.23%																																		
(調整)																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.10%																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.69%																																		
事業利用分量配当金	△4.37%																																		
住民税均等割等	2.41%																																		
評価性引当額の増減	△3.69%																																		
過年度法人税等戻入額	△2.87%																																		
その他	1.05%																																		
税効果会計適用後の法人税の負担率	22.18%																																		
期首残高	12,804千円																																		
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,530千円																																		
資産除去債務の履行による減少額	△12,804千円																																		
期末残高	19,530千円																																		
期首残高	19,530千円																																		
資産除去債務の履行による減少額	△19,530千円																																		
期末残高	-千円																																		

第4 連結剰余金計算書

第24年度 （
令和7年3月1日から
令和8年2月28日まで
） 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	1,153
2 資本剰余金増加額	0
3 資本剰余金減少高	0
4 資本剰余金期末残高	1,153
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	3,673,477
2 利益剰余金増加高	234,310
当期純利益	211,691
再評価差額金取崩額	0
目的積立金取崩額	22,619
3 利益剰余金減少額	45,534
配当金	45,534
4 利益剰余金期末残高	3,862,253

(単位:百万円)

区 分		6年度	7年度	増 減
破綻更生債権及び これらに準ずる債権額		0	123	123
危険債権額		273	138	△ 135
要管理債権額		556	0	△ 556
	三月以上延滞債権額	0	0	0
	貸出条件緩和債権額	0	0	0
小 計		829	261	△ 568
正常債権額		15,637	17,254	1,617
合 計		16,467	17,515	1,048

(注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び子利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.要管理債権

4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4.三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5.貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6.正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

連結ベースの事業別経常収益

区 分	項 目	6 年 度	7 年 度
信 用 事 業	事 業 収 益	504	641
	経 常 利 益	140	
共 済 事 業	事 業 収 益	501	490
	経 常 利 益	206	
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	1,516	1,156
	経 常 利 益	△ 35	
生 活 そ の 他 事 業	事 業 収 益	987	1,704
	経 常 利 益	△ 48	
営 農 指 導 事 業	事 業 収 益	13	8
	経 常 利 益	△ 85	
合 計	事 業 収 益	3,522	4,000
	経 常 利 益	178	311

連結自己資本の充実の状況

◆連結自己資本比率の状況

8年2月末における連結自己資本比率は、18.55%となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東西しらかわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	1, 6 5 8 百万円（前年度 1, 6 9 0 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本比率の状況

6年度(令和7年2月28日現在)連結自己資本比率の状況

(単位:千円、%)

項目	7年度		6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
＜コア資本に係る基礎項目＞				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,437,929		5,306,238	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,658,095		1,689,799	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	3,842,872		3,674,530	
うち、外部流出予定額（△）	△ 45,534		△ 45,534	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21,754		△ 21,754	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,250		9,197	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,250		9,197	
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	5,437,929		5,306,238	
＜コア資本に係る調整項目＞				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10,128	0	11,252	0
うち、のれんに係るものの額	10,128	0	11,252	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
特定項目に係る10パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る15パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	10,128		11,252	

項目	7年度		6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
＜自己資本＞				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,427,801		5,294,986	

<リスク・アセット等>					
信用リスク・アセットの額の合計額		28,366,475		25,167,441	
	資産（オン・バランス項目）	28,366,475		25,167,441	
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を				
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入させるものの額の合計額	0		0	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0		0	
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0		0	
	うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
	マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して		891,242		3,119,658	
信用リスク・アセット調整額					
フロア調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（二）		29,257,717		28,287,099	
<自己資本比率>					
自己資本比率（（ハ）／（二））		18.55%		18.72%	

（付表5）オペレーショナル・リスク相当額算出表

（単位：千円、％）

期	掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近1年間（T）		左記の前1年間（T-2）		左記の前1年間（T-2）	
			粗利益 （掛目前） A	粗利益 （掛目後） A′	粗利益 （掛目前） C	粗利益 （掛目後） C′	粗利益 （掛目前） C	粗利益 （掛目後） C′
	15%	70,094						

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

		6年度			7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現 金	487,914	0	0	502,527	0	20,101
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,600,444	0	0	3,096,399	0	123,856
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,099,128	0	0	2,015,624	0	80,625
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	0	0	0	83,989	16,798	3,360
	我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
	地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	43,190,858	8,638,172	345,527	43,644,817		1,745,793
	法人等向け	889,752	482,975	19,319	362,509	122,576	14,500
	中小企業等向け及び個人向け	2,038,218	1,009,403	40,376	5,996,200	2,228,810	239,848
	抵当権付住宅ローン	1,261,460	287,323	11,493			0
	不動産取得等事業向け	0	0	0	235,444	0	9,418
	三月以上延滞等	127,182	90,971	3,639	114,095	115,288	4,564
	取立未済手形	15,050	3,010	120	25,088	5,018	1,004
	信用保証協会等による保証付	7,277,631	720,495	28,820	8,270,455	812,218	330,818
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	0	0	0	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
	出資等	630,463	630,463	25,219		29,825	0
	（うち出資等のエクスポージャー）	630,463	630,463	25,219		29,825	0
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	上記以外	4,199,750	1,616,138	64,646	8,086,565		323,463
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,206,820	10,514,549	420,582	5,085,819	12,714,549	203,433

(うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0			0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,710,197	2,788,466	111,539	3,000,746	2,970,921	120,030
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	0	0	0	0	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	69,528,933	25,167,443	1,006,698	72,433,711	28,356,310	2,897,348
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	3,161,213	126,449	3,104,596	124,184		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	28,328,656	1,133,146	31,460,906	1,258,436		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (7) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:千円)

		6年度				7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	188,827	188,827	-	-	165,754	165,754	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	14,002	14,002	-	-	12,002	12,002	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	199,796	-	199,796	-	299,916	-	299,916	-
	金融・保険業	40,484,565	40,484,565	-	-	41,148,614	41,148,614	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	5,314,996	1,619,772	3,695,223	66	5,190,487	1,494,276	3,696,211	66
	上記以外	1,351,323	1,351,323	-	60	1,167,134	1,167,124	-	61
	業種別残高計	70,112,974	66,417,955	3,895,019	160,098	72,456,221	68,460,094	3,996,127	194,693
個人		13,170,956	13,170,956	-	159,972	13,869,163	13,869,163	-	194,567
その他		9,388,509	9,388,509	-	-	10,603,162	10,603,162	-	-
業種別残高計		70,112,974	66,417,955	3,895,019	160,098	72,456,221	68,460,094	3,996,127	194,693
	1年以下	38,868,617	38,868,617	-		34,962,908	34,962,908	-	
	1年超3年以下	633,535	533,778	99,757		700,809	500,968	199,841	
	3年超5年以下	954,568	754,345	200,223		1,020,033	819,640	200,392	
	5年超7年以下	659,303	659,303	-		651,607	651,607	-	
	7年超10年以下	1,650,202	952,730	697,472		2,525,339	1,827,405	697,934	
	10年超	17,627,841	14,730,274	2,897,567		18,196,989	15,299,030	2,897,960	
	期限の定めのないもの	9,718,908	9,718,908	-		14,398,537	14,398,537	-	
	残存期間別残高計	70,112,974	66,217,955	3,895,019		72,456,221	68,460,094	3,996,127	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。なお、前年度は「三月以上延滞エクスポージャー」に外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

	6年度					7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10,252	8,297	-	10,252	8,297	8,297	3,457	-	8,297	3,457
個別貸倒引当金	181,570	171,165	-	181,570	171,165	171,165	149,114	198	170,967	149,114

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

		6年度						7年度					
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
業種別	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	181,570	171,165	-	181,570	171,165	-	171,165	149,114	198	170,967	149,114	-
	業種別計	181,570	171,165	-	181,570	171,165	-	171,165	149,114	198	170,967	149,114	-

(注) 当JAでは、国内の限定されたエリアで事業活動をおこなっているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		7年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスクウェイト 0%			
	リスクウェイト 2%			
	リスクウェイト 4%			
	リスクウェイト 10%			
	リスクウェイト 20%		10,010,014	10,010,014
	リスクウェイト 30%		300,000	300,000
	リスクウェイト 35%		1,204	1,204
	リスクウェイト 40%		801,497	801,497
	リスクウェイト 50%		9,721	9,721
	リスクウェイト 75%		1,058,767	1,058,767
	リスクウェイト 100%		3,946,390	3,946,390
	リスクウェイト 150%		101,364	101,364
	リスクウェイト 250%		12,744	12,744
リスクウェイト1250%				
計			28,973,331	28,973,331

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によるリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	6 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け		
法人等向け	120,002	
中小企業等向け及び個人向け	33,999	804,865
抵当権住宅ローン		1,021,387
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
上記以外		2,386,030
合計	154,001	4,212,282

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に〇〇が対象となります。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

（補足説明）

○ 定性的開示項目における「CVAリスクに関する事項」に対応した内容。

○ 「簡便法」を適用する場合の記載例となる。簡便法以外を適用する場合は、金融庁・農水省自己資本開示告示を参照。

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第6の2号イ、ロ関係

8. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

（※以下、JAの具体的なリスク管理の方針、手続および体制の概要等を記載）

（※マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合）

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(補足説明)

○ 定性的開示項目における「マーケット・リスクに関する事項（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）」に対応した内容。

○ 記載例は、マーケット・リスク相当額に係る額を算入とする場合であり、以下の事項について記載する。（以下は内部モデル方式を用いない場合の記載例であり、内部モデル方式を用いる場合は、適宜開示項目を追加）

a リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(a) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(b) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(c) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

・ 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

・ 当該振替の理由

(d) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

B 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

※トレーディング勘定がない場合は、(b)・(c)、内部取引担当デスクを用いていない場合は、(d)について記載不要

○ マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合は、「当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。」と記載。

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第6の3号イ、ロ関係

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

・ 定義

・ 基本的考え方

・ 体制：会議体、部門、部署

・ その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249

条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

（補足説明）

- 定性的開示項目における「オペレーショナル・リスクに関する事項」に対応した内容。
- リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢を記載する。
- 開示対象が 2 事業年度であるため、前年度から変更があれば変更内容について記載する。
- バーゼルⅢ最終化告示で当該リスクに関する事項として B I および I L Mの算出方法等の開示を受け、追加。
- 記載例における I L Mの算出方法については、I L M＝「1」を使用することを前提としている。なお、I L Mを算出している組合については、以下告示を参考に必要事項を記載する。

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第 2 条第 3 項第 7 号関係

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他の有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

す。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	6 年度		7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283
合 計	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283	4, 245, 283

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

6 年度			7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0			

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

6 年度		7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップのヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.242年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮して

いません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券が増えたことにより金利リスク量が増加したことによるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	339	563	39	39
2	下方パラレルシフト		$\Delta 714$		0
3	スティープ化	469	649		
4	フラット化		$\Delta 516$		
5	短期金利上昇		$\Delta 84$		
6	短期金利低下	118	110		
7	最大値	469	649	39	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,347		5,067	

確 認 書

- 1 私は、当JAの7年3月1日から8年2月末日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月30日

東西しらかわ農業協同組合
代表理事組合長 菊池 教夫

memo

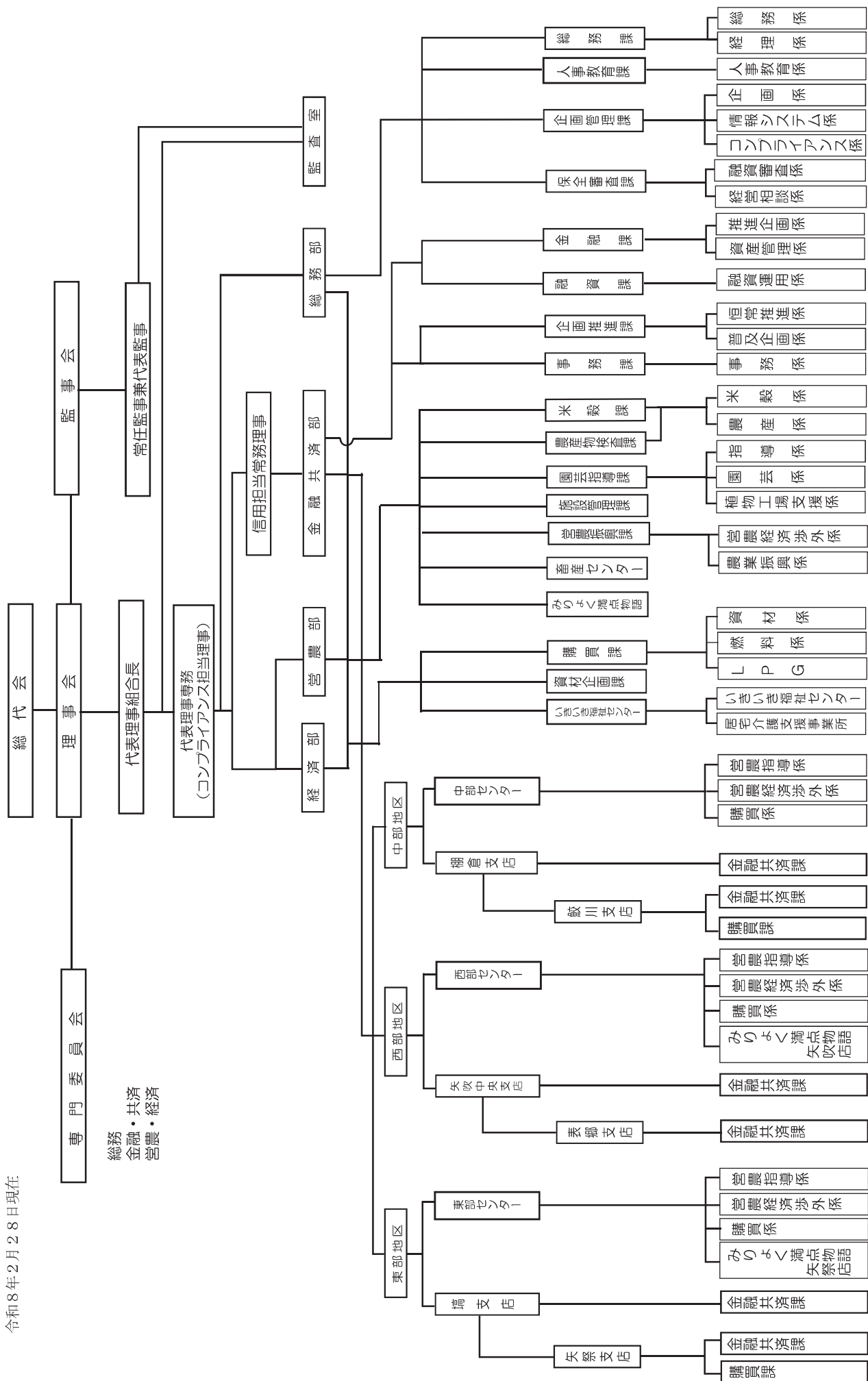
J A の概要

令和7年3月1日～令和8年2月28日

Disclosure

9. 組織機構図

令和8年2月28日現在



(注) コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス統括責任者を総務部長、コンプライアンス責任者を各部・室長、支店長とし、コンプライアンス担当者を各次・課長とする。

当 J A の組織等

■ 地 区 ■

当 J A の地区は、以下の区域です。

白河市表郷中野、表郷内松、表郷番沢、表郷社田、表郷金山、表郷梁森、表郷高木、
表郷三森、表郷下羽原、表郷小松、表郷八幡、表郷中寺、表郷堀之内、表郷河東田、
表郷深渡戸、関辺

西白河郡矢吹町中畑、中畑南、平鉢、国神、大畑、住吉、前久保、上の前、寺内東、寺内南、
寺内西、寺内、鍋内、根宿、松房、東長峰、西長峰、五本松、弥栄、松倉、上敷面、諏訪清
水、八幡町、田町、清水塚、大久保、文京町、沢尻、中町、大町、花咲、本町、北町、滝八
幡、善郷内、井戸尻、館沢、新町、大和内、北浦、赤沢、川原、堰の上、曙町、小松、一本
木、東郷、大池、南町、本郷町、境町、東の内、田内、子ハ清水、牡丹平

岩瀬郡天栄村大字高林字日向、字日照田、字三合谷地、字上野、字屋敷下、字後田、字芋畑、
大字小川字沖田畑、大字柿の内字沖内、大字沖内字上ノ原

東白川郡棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

■ 役員構成

(8年2月28日現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	菊池 教夫	理 事	原 光徳
代 表 理 事 専 務	後藤 正一郎	理 事	佐川 浩一
常 務 理 事	稲川 洋	理 事	鈴木 治
理 事	丹治 正紀	理 事	角田 敏一
理 事	小峰 保広	理 事	鈴木 昭雄
理 事	長久保 誠一	理 事	金澤 孝幸
理 事	薄井 喜一	理 事	金沢 陽子
理 事	芳賀 省悟	理 事	上妻 ゆき
理 事	安田 貴教	常任監事兼代表監事	鈴木 正人
理 事	和知 忠一	監 事	近藤 尚一
		監 事	生方 良一
		員 外 監 事	緑川 摂生

■ 会計監査人の名称

(8年2月28日現在)

みのり監査法人 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町 14階

■ 組合員数

(8年2月28日現在)

(単位：人)

区 分	6 年 度	7 年 度	増 減
正 組 合 員	5,234	5,174	△ 60
個 人	5,211	5,149	△ 62
法 人	23	25	2
准 組 合 員	4,273	4,301	28
個 人	4,088	4,120	32
法 人	185	181	△ 4
合 計	9,507	9,475	△ 32

組合員組織

(8年2月28日現在)

(単位:人)

	組織名	構成員数	
生産組織	稲作協議会	9	名
	園芸協議会	32	名
	畜産協議会	6	名
	和牛繁殖専門部会	98	名
	養豚専門部会	1	名
	肉用牛専門部会	6	名
	稲作専門部会 中部支部	31	名
	トマト専門部会 中部支部	20	名
	きゅうり専門部会 中部支部	14	名
	にら専門部会 中部支部	10	名
	いちご専門部会 中部支部	10	名
	稲作専門部会 西部支部	37	名
	トマト専門部会 西部支部	43	名
	きゅうり専門部会 西部支部	24	名
	にら専門部会 西部支部	11	名
	中玉トマト生産部会(西部)	8	名
	ミニトマト生産部会(西部)	11	名
	稲作専門部会 東部支部	37	名
	トマト専門部会 東部支部	12	名
	きゅうり専門部会 東部支部	32	名
	いちご専門部会 東部支部	20	名
	いんげん専門部会 東部支部	27	名
	花卉生産部会(東部)	17	名
	野菜特産部会(東部)	17	名
	みりよく満点物語出荷者協議会	470	名
協力組織	表郷地区農業青色申告会	18	名
	中畑種子生産組合	35	名
	青年連盟	57	名
	女性部	273	名
	年金友の会	5,152	名
	表郷農事組合	18	組合
	中畑農事組合	25	組合
	矢吹農事組合	9	組合
	棚倉農事組合	64	組合
	矢祭農事組合	48	組合
	埴農事組合	59	組合
	鮫川農事組合	56	組合

JAのあゆみ

日 付	行 事	内 容
平成13年	3月 1日	JA東西しらかわ発足式
	4月23日	合併に伴う財産引継ぎ式
	4月28日	旧JA組合員大会
	4月29日	旧JA組合員大会
	7月13日	JA東西しらかわ年金友の会総会
	8月 3日	生産部会連絡協議会園芸協議会
	8月31日	生産部会連絡協議会水稲協議会
	9月 4日	生産部会連絡協議会畜産協議会
	9月16日	臨時総代会・総代研修会
平成14年	1月31日	JA東西しらかわ女性部設立総会
	5月19日	第1回通常総代会
	5月31日	JAいきいき福祉センター開所式
	6月28日	経営改革プロジェクト発足式
	10月28日	第1回臨時総代会
平成15年	1月21日	JA青年部連絡協議会
	5月24日	第2回通常総代会
	7月31日	JA東西しらかわ農業青年連盟設立総会
	9月12日	第1回合併研究会・幹事会
	10月27日	第2回合併研究会・幹事会
平成16年	1月21日	第3回合併研究会・幹事会
	5月 1日	西部営農センター開所式
	5月29日	第3回通常総代会
	7月29日	「太郎の四季」福島県農業賞受賞祝賀会
	8月27日	中玉トマト部会設立総会
	10月22日	JA東西しらかわ柿専門部会設立総会
	10月28日	第1回斎場建設委員会
平成17年	1月18日	みりよく満点焼酎「天狗のいいわけ」販売
	2月 2日	JA東西しらかわ酪農部会設立総会
	3月13日	棚倉町直売所「たな菜館」オープン
	3月14日	表郷支店移転開所式
	5月28日	第4回通常総代会
	11月12日	JA合併5周年感謝祭（～13日）
	11月13日	JA合併5周年記念式典
平成18年	1月17日	中部営農センター・東部営農センター開所式
	3月27日	塙支店開所式
	4月14日	アグリサポーター委嘱状交付式
	5月27日	第5回通常総代会
	9月15日	第6回年金友の会ゲートボール大会
	10月13日	JA斎苑やすらぎの杜オープン
	11月18日	満点まつり（～19日）
	12月 7日	「みりよく満点本格キムチ」発売記念祝賀会
平成19年	2月22日	第4回農業振興大会
	5月26日	第6回通常総代会
	5月28日	平成19年度あぐり講座開講式
	7月11日	第1回年金友の会芸能祭
	9月14日	WCS収穫実演会
	11月 9日	キムチ料理コンクール
	11月26日	臨時総代会
平成20年	1月15日	子会社「株式会社やすらぎの杜」設立
	2月 2日	第1回年金セミナー
	2月25日	第5回農業振興大会
	4月28日	JA斎苑やすらぎの杜「矢吹斎場」オープン
	5月30日	第7回通常総代会
	6月25日	年金友の会第1回ゴルフ大会
	7月16日	第2回年金友の会芸能祭
	8月27日	稲WCS収穫実演会
	11月 1日	「こども見守り隊」発足
	11月26日	臨時総代会
	12月19日	JAグループ福島組織事業改革検討会議
平成21年	2月16日	新本店事務所業務開始
	2月17日	新本店事務所オープンセレモニー
	2月24日	第6回農業振興大会
	3月 6日	合格祈願米「満点米」を管内中学3年生に贈答
	3月 6日	JA出資型農業生産法人「株式会社JAファームサポート」設立
	4月 9日	平成21年度金融事業推進大会
	5月30日	第8回通常総代会
	6月23日	年金友の会第2回ゴルフ大会
	6月26日	多目的ホール「みりよく満点」オープン
	7月17日	第3回年金友の会芸能祭
		「JA東西しらかわ」が発足
		新JAへ旧JAからの財産の引継ぎ
		表郷・中畑・矢吹・棚倉・矢祭・塙・鮫川
		「JA東西しらかわ年金友の会」統合発足
		生産部会協議会「園芸協議会」が発足
		生産部会協議会「水稲協議会」が発足
		生産部会協議会「畜産協議会」が発足
		定款の一部変更及び新総代の研修
		「JA東西しらかわ女性部」統合発足
		合併2年目の執行・監査体制を決定
		高齢者福祉事業がスタート
		定款の一部変更他
		常勤役員との懇談会
		理事の補欠選任他
		「JA東西しらかわ農業青年連盟」統合発足
		JA東西しらかわ・JAしらかわ
		中畑・矢吹支店の農業関連事業を統合
		次期3か年計画の設定他
		JA山形市のほ場で新品種の研修
		棚倉、矢祭、塙、鮫川の4支店合わせて発足
		表郷支店と瀬戸原出張所を統合
		役員改選 他
		香西かおり歌謡ショー他
		合併時功労者への表彰など
		(表郷・棚倉)(矢祭・塙・鮫川)の経済事業統合
		組合員31名に交付
		定款の一部変更他
		優勝：ニュータウン中山チーム(矢祭支部)
		棚倉町
		塙町
		棚倉町
		定款の一部変更他
		矢吹町文化センター
		子会社の設立について
		矢吹町本町にグランドオープン
		定款の一部変更他
		白河市
		矢吹町文化センター
		棚倉町
		農業生産法人の設立について他
		棚倉町
		旧本店を多目的施設として地域に開放
		矢吹町文化センター

日 付	行 事	内 容
	第9回年金友の会ゲートボール大会	優勝:ニュータウンチーム(矢祭支部)
	第37回JA福島大会	福島市「パルセイイざか」
平成22年	1月 5日 輸出来出荷式	香港へ毎月5tの出荷
	1月29日 合格祈願米「満点米」を管内中学3年生に贈答	
	2月 8日 有料職業紹介所開所	JA出資型農業生産法人(株)JAファームサポート
	2月18日 第7回農業振興大会	棚倉町「ルネサンス棚倉」
	2月18日 米粉加工品発表会	米粉100%の9品を商品化
	5月22日 第1回JA東西しらかわ組合長杯中学野球大会	白河市 天狗山球場・表郷球場
	5月29日 第9回通常総代会	
	6月22日 よい食プロジェクト缶バッジ贈呈式(～23日)	管内幼稚園児・小学児童ら4,432名に贈呈
	7月29日 東部多目的ホールオープン	塙町
	10月21日 JA東西しらかわ精米センター・精粉施設が開所	
	11月19日 オーストラリア向け輸出来出荷式	香港に次ぎ2カ国目、5tを輸出。
平成23年	1月21日 合格祈願米「満点米」を管内中学3年生に贈答	管内中学3年生645名に合格祈願米を贈呈
	2月10日 第8回農業振興大会	
	3月11日 東日本大震災発生	JA・組合員など
	4月 1日 「風評被害を吹き飛ばせ！がんばる福島・がんばる農家」キャンペーンスタート	都内の有楽町、お台場、秋葉原などで管内産野菜の安全性を訴え、農産物直売会を開催
	5月 8日 放射性物質と農畜産物に関する研究会	棚倉町 大学教授を講師に招き開催
	5月28日 第10回通常総代会	
	8月 9日 JA東西しらかわ管内畜産農家総決起大会	塙町 畜産農家の風評被害や出荷制限等への訴え
	8月25日 放射能ベクレル検知器導入式	本店 ベクレル検知器導入及びテスト検定
	9月 2日 第11回年金友の会ゲートボール大会	白河市表郷
	10月26日 TPP交渉参加反対東北ブロック・全国大会	東京 TPP交渉参加への反対活動
	11月10日 第5回年金友の会芸能祭	友の会の会員38組、延べ170人が参加
	12月16日 表郷多目的ホール来場者1万人記念式典	平成21年6月のオープン以降、1万人を達成
平成24年	1月12日 放射線量土壌マップ作成・調査開始式	測定目標を7,000ヶ所として調査を開始
	2月27日 新棚倉支店移転オープンセレモニー	棚倉支店を移転。JA施設では復旧第1号
	3月22日 第9回農業復興大会・JA地域放射線量土壌マップ調査報	棚倉町
	4月26日 放射線量マップ贈呈式	管内市町村
	5月12日 第3回JA東西しらかわ組合長杯中学野球大会	白河市 天狗山球場・表郷球場
	5月26日 第11回通常総代会	棚倉町 倉美館
	7月20日 第6回年金友の会芸能祭	矢吹町
	9月 3日 女性グループ活動助成金交付	地域貢献・教育文化事業の一環として24年度から開
	9月30日 アンパンマン交通安全キャラバン	棚倉町 倉美館
平成25年	1月15日 合格祈願米「満点米」を管内中学3年生に贈呈	管内中学3年生680名に合格祈願米を贈呈
	1月30日 ファーマーズマーケット出荷者協議会	みりよく満点物語の「出荷者協議会」が発足
	3月1日 表郷給油所オープン	白河市表郷
	3月29日 農産物直売所「みりよく満点物語」竣工	棚倉町
	4月1日 畜産センター開所式	東部営農センター
	6月14日 みりよく満点物語グランドオープン	棚倉町
	7月31日 矢吹中央支店・西部営農センター竣工	矢吹町
	8月12日 矢吹中央支店・西部営農センター開所式	矢吹町
	9月12日 棚倉農業倉庫竣工	棚倉支店
	12月18日 育苗センター作業所・事務所竣工	白河市表郷
	12月24日 植物工場竣工	白河市表郷
平成26年	1月21日 合格祈願米「満点米」を管内中学3年生に贈呈	管内中学3年生650名に合格祈願米を贈呈
	3月1日 平成26年度事業計画発表会	白河市表郷
	4月2日 中畑給油所移転建設工事 起工式	矢吹町
	7月5日 第5回JA東西しらかわ組合長杯中学野球大会	白河市表郷
	7月26日 どころこバレー大会	棚倉町
	8月1日 矢吹中央給油所オープニングセレモニー	矢吹中央給油所
	11月19日 中畑ATMオープニングセレモニー	矢吹町
	12月16日 植物工場外壁デザインコンクール表彰式	白河市
平成27年	1月15日 高校合格祈願米贈呈式	管内中学3年生600名に合格祈願米を贈呈
	2月17日 第12回農業振興大会	白河市表郷
	2月23日 女性グループ交流会	矢祭町
	3月1日 平成27年度事業計画発表会	白河市表郷
	4月4日 みりよく満点物語2周年祭セレモニー	棚倉町
	5月19日 畜産事業販売高10億円達成記念式典	鮫川村
	5月22日 やすらぎの杜棚倉畜場駐車場拡張及び倉庫建設竣工式	棚倉町
	7月25日 どころこバレー大会	棚倉町
	9月11日 和牛集出荷場建設工事竣工式	塙町
	9月12・13日 創立15周年記念式典・記念講演・コンサート	棚倉町
	9月26日 第5回JA東西しらかわ組合長杯中学野球大会	白河市表郷
	11月25日 みりよく満点秋祭り	棚倉町
	12月7日 創立15周年記念旅行第1班	四国
	12月13日 創立15周年記念旅行第2班	四国
平成28年	1月14日 高校合格祈願米贈呈式	管内中学3年生600名に合格祈願米を贈呈
	2月2日 女性わくわくグループ交流会	塙町
	2月19日 第13回農業振興大会	白河市表郷
	2月27日 平成28年事業計画発表会	白河市表郷

日 付	行 事	内 容
3月26日	㈱JA東西しらかわグリーンファーム竣工式	塙町
4月29日	みりよく満点物語3周年祭	棚倉町
7月30日	まんてんポーク販売記念セレモニー	棚倉町
7月30日	どろんこバレー大会	棚倉町
8月23日	JAはだの友好JA協定書締結	棚倉町
10月22日	みりよく満点秋祭り	棚倉町
平成29年	1月12日 高校合格祈願米贈呈式	管内中学3年生550名に合格祈願米を贈呈
	2月7日 女性わくわくグループ交流会	矢祭町
	2月20日 第14回農業振興大会	白河市表郷
平成30年	1月18日 高校合格祈願米贈呈式	管内中学3年生536名に合格祈願米を贈呈
	2月19日 畜産振興大会	棚倉町
	2月21日 園芸振興大会	棚倉町
	2月26日 水田農業振興大会	棚倉町
	4月4日 千葉大・戸定会との協定調印式	棚倉町
	5月15日 有害鳥獣対策に伴う物品等の贈呈式	管内役場
	10月27日 みりよく満点秋祭り	棚倉町
	12月5日 高校合格祈願米贈呈式	管内中学3年生594名に合格祈願米を贈呈
平成31年	2月5日 園芸振興大会	棚倉町
	2月15日 女性わくわくグループ交流会	棚倉町
	3月14日 第2回畜産振興大会	棚倉町
令和元年	7月6日 どろんこバレー大会	棚倉町
	7月29日 ローンセンター開所式	棚倉町
	12月2日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生567名に合格祈願米を贈呈
令和2年	4月27日 新型コロナウイルス対策本部会議	棚倉町
	5月13日 福島県産米贈呈式(コロナ禍大学生支援)	矢吹町
	11月12日 食農教育による「炊飯体験」学習	白河市
	11月13日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生484名に合格祈願米を贈呈
令和3年	9月10日 塙厚生病院医療従事者へ激励品贈呈	塙町
	10月18日 女性部新聞紙エコバック寄贈	みりよく満点物語各直売所
	10月20日 1支店1協同活動塙支店	塙町
	11月11日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生443名に合格祈願米を贈呈
	12月10日 東西しらかわ農協創立20周年記念式典	棚倉町
	12月22日 福島県農業総合センター農業短期大学校との連携協定締結式	矢吹町
令和4年	3月4日 地域活性化事業贈呈式	棚倉町・塙町・鮫川村
	6月11日 第4回JA東西しらかわ組合長杯ゴルフ大会	棚倉町
	7月16日 第24回どろんこバレー	棚倉町
	10月21日 JA東西しらかわ年金友の会グラウンド・ゴルフ大会	棚倉町
	10月29日 第8回JA東西しらかわ満点ウォーキング	棚倉町
	12月15日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生に合格祈願米を贈呈
令和5年	1月17日 令和4年度健康増進活動	棚倉町
	7月1日 第5回JA東西しらかわ組合長杯ゴルフ大会	棚倉町
	7月15日 第25回どろんこバレー	棚倉町
	10月25日 JA東西しらかわ年金友の会グラウンド・ゴルフ大会	棚倉町
	10月29日 第9回JA東西しらかわ満点ウォーキング	棚倉町
	12月4日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生470名に合格祈願米を贈呈
令和6年	5月29日 第23回通常総代会	棚倉町
	7月13日 第26回どろんこバレー	棚倉町
	7月20日 第6回JA東西しらかわ組合長杯ゴルフ大会	棚倉町
	10月27日 第10回JA東西しらかわ満点ウォーキング	棚倉町
	11月1日 JA東西しらかわ年金友の会グラウンド・ゴルフ大会	棚倉町
	12月4日 合格祈願米贈呈式	管内中学3年生473名に合格祈願米を贈呈
令和7年	5月29日 第24回通常総代会	棚倉町
	6月7日 第7回JA東西しらかわ組合員ゴルフ大会	棚倉町
	10月26日 創立25周年記念満点ウォーキング	棚倉町
	11月13日 創立25周年記念グラウンドゴルフ大会	棚倉町
	11月26日 創立25周年記念祭	棚倉町
	2月19日 中畑水稻種子乾燥施設竣工	矢吹町

店舗一覧及びＡＴＭ設置状況

(8年2月28日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M設置台数
本 店	東白川郡棚倉町大字流字中豊 8 8 番地	0247-57-5923	—
中部営農センター	白河市表郷金山字井戸尻9番地	0248-32-3511	—
表 郷 支 店	〃 (中部センター併設)	0248-32-2135	ATM 1 台
棚 倉 支 店	棚倉町大字棚倉字崖ノ上 3 6 ー 1	0247-33-3141	ATM 1 台
西部営農センター	矢吹町八幡町 6 4 3 番地	0248-42-4142	—
矢 吹 中 央 支 店	〃 (西部センター併設)	0248-42-4141	ATM 1 台
東部営農センター	塙町大字常世字雨谷188番地	0247-43-1141	—
矢 祭 支 店	矢祭町大字小田川字春田5番地	0247-46-3145	ATM 1 台
塙 支 店	塙町大字塙字大町1丁目 2 0 番地 3	0247-43-0209	ATM 1 台
鮫 川 支 店	鮫川村大字赤坂中野字新宿83番地	0247-49-3131	ATM 1 台

■ 店舗外 A T M設置状況 ■

設置場所	設置台数
エコス棚倉コーナー	ATM 1 台
塙 厚 生 病 院	ATM 1 台

5つのみちしるべ

「食の王国」宣言

顔の見える安心・安全な農産物で地域の食卓を潤し、健康な暮らしを約束する農業を振興して、地域から日本の自給率向上を限りなくめざします

「ほくと七星」宣言

新JA内の7つのエリアで、それぞれ代表する特産物をひとつ持ち、これらのすべてを合わせて日本一の輝きをもてる地域づくりをめざします

「清流の里」宣言

縦横に走る清流に培われた肥沃な大地。自然の宝庫である里山に、青く広い空。これらを守り育み輝きの満ちる「循環型社会」の実現をめざします

「地域との共生」宣言

遠き歴史と人々の心の和を大切に、食と農を通じてここ固有の文化がさらに発展・活性化するように地域との共生（安心の田園都市づくり）をめざします

「ベストパートナー」宣言

みなさまの夢ある暮らしを応援するために、総合力を生かした真心あふれるベストサービスを提供し、地域に親しまれ愛されるJAづくりをめざします



東西しらかわ農業協同組合

〒963-5663 福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊88番地

TEL 0247-57-5923（代表）
URL <https://touzai7.com>

FAX 0247-23-0015
E-mail info@touzai7.com